

## 播磨自然高原クラブ 第14期 社員総会

日時：平成29年7月15日（日曜日）13：30～19：20

場所：上郡町 生涯学習センター 大ホール

司会：副代表理事 **中澤栄三郎**

**黒兼**「代表理事の**黒兼**でございます。本日は第14回 第14期の社員総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日の社員総会に対しまして、これまでご準備頂いた従業員の皆さん、役員、社員の皆さまにご尽力頂きまして、本日を迎えることが出来ました。厚くお礼を申し上げます。本日、第14期という事で、社員総会を迎えておりますが、過去私は居なかったんですが、法人の立ち上げに大変なご苦労や混乱期を経て、一定の安定期を得ているようですが、現状はかなり厳しい状況でございます。例えば、会員の減少に歯止めがかからない。また一方では老朽化する水道、道路などのインフラ施設の対応が今後必要になってくるなど、今後のことを考えますと、何らかの対策をこうじる時期を迎えていると非常にひしひしと感ずるところでございます。高原のそもそもというところ考えますと、山の中に道路を整備し、水道、電気、ガスなどの供給をうけ、山荘ライフの生活基盤が整うことが前提といたしました別荘でございます。これらの道路や水道、電気ガス、これが機能しなければ、ただの山ではないかと感ずるところでございます。この生活基盤のインフラ施設は一般の住宅地でございますと市町村という公共サービスを基本的に提供していくというところでございますが、我々の高原は、我々が自らサービスを提供するというところが、なければなりません。このような状況でございますことから、今後の高原の事を考え、昨年度より水道施設の漏水対策とか道路施設の劣化状況などの調査を始めております。調査結果はまとまり次第、皆様にご報告申し上げるとともに、今後は施設整備計画を論議して頂く資料として活用してまいりたいと考えております。また会員の減少につきましても、事業改革推進委員会や分科会におきまして対策検討をすすめ、魅力ある播磨自然高原を一人でも多くの方々に知って頂くことが、カギになると色々な事業に取り組んでいるところでございます。高原クラブには、社員の皆様を含め、多くの方々が関係し、それぞれ色々な人がおられます。ですが、高原を大事に思う心、安全安心に対する思いは皆様同じでございます。我々、高原クラブは今後考えてみて、前向きな施策に取り組んでまいります。皆様のご努力ご尽力を頂くことをお願い致しまして、簡単ではございますが、挨拶にかえて頂きます。ありがとうございました。」

司会「ありがとうございました。それではですね。本日の総会の成立につきまして、ご報告させていただきます。当クラブの社員数は、平成29年4月30日現在で770口であります。本日、委任状を含む社員の出席者数は515口であります。一般社団法人法第49条の定めるところにより、出席者口数は過半数以上になりますので、本総会は成立致しますことをご報告申し上げます。それでは、本総会の議長は、定款第20条の定めるところにより、

代表理事が、社員総会の議長にあたりますので、**黒兼**代表理事は議長席に座られるようお願い致します。**黒兼**代表が議長席に移られる時間を利用して、議事の運営につきまして、説明をさせていただきます。本総会の議事運営につきまして、議場の秩序を保つために議長の指示に従って頂けますようご出席の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。すべての発言は、議長の指示により議長の指示する順序に従ってください。議長の指名を受けられた社員はの方は、地区とお名前をおっしゃった後でご発言ください。ご発言の際は、規約のどこの部分のことを示しているのかを示して頂きます。なお、質問等は一問一答ということで進めさせていただきます。議長から指名されていない方の発言等は、不規則発言として発言を止めて頂きます。また発言や口頭で議事を妨害したり秩序を乱したりする場合には、議長の議事整理権により退場して頂く場合もございますので、あらかじめご注意もうしあげます。何卒議事進行につきましては、皆様の協力をお願いします。それでは、議長、以降の議事進行をお願いします」

**黒兼**「代表理事の**黒兼**でございます。先ほど司会の方から、言われた通り定款第 20 の中身によりまして、代表理事が社員総会の議長にあたりますので、よろしく申し上げます。議長は法律の定めにより社員総会の議事進行にあたります。また本総会の目的は、予定する議案の審議をし、社員の皆様におかれましては慎重審議をお願いするとともに、円滑な議事運営にご協力御願ひ致します。なお司会のご案内が繰り返しとなりますが、お願いではございますが、議場のにお座りの方で、座席のことですが、すでに議決権行使をされている方は、受付でリボンを渡されている方は、左右の赤の席にお座りください。議決権行使をなされていない方、議場で採決に参加される方は、リボンがございませんが、中央の青の部分ににお座りください。採決時の混乱を避けるためにご協力をお願いします。次に、議長の許可を受けない発言につきましては、不規則発言として取扱いします。ご発言は議案のどこの箇所か示してからご発言ください。次に議案に関係ない質問、意見につきましては、このあとでございます一般質問のところでご発言をお願いします。質問、答弁につきましては一問一答。一つの質問をいただいて、それに対して一つの答えをさせて頂くやり方をしていきたい。ただ、今日までに質問を通告処理？して頂いた社員の方がおられます。それにつきましては、まとめてご質問頂くということで取り計らっていきたいと思いますので、どうぞよろしくご協力のほどよろしくお願い致します。それでは、議事に入ります。

第 1 号議案・・・

**社員A**「議長」

**社員A**「議長」

**社員A**「議長」

**社員A**「議長」

**社員A**「議事進行にかかわることで、ちょっと発言させてください」

**黒兼**「今は質問の時間ではございませんので質問の時間をお願いします。なお 1 号議案に・・・」

**社員A**「横暴じゃないですか。議事録の事ではっきりさせておかなければ、今後の議事の進

め方によって、議事録にちゃんと載せて頂けるかどうか決まるわけですので。前にも・・・

**黒兼**「議事録のご質問ですか？」

**社員A**「そうです」

**黒兼**「もうちょっと後でお願いできませんか？」

**社員A**「いやいや、議事録に載せていただけないという」

**黒兼**「議事録にのせるかどうか法律上きちっと決まっておりますので」

**社員A**「ほな昨年度はなぜ議事録をちゃんとして議事経過を載せなかったんですか？はつきりさせないと議事進行できないじゃないですか。議事録ないじゃないの。議決の有無しか載せてないじゃないの。あんなの議事録じゃない。ちゃんときめていただかないと議事進行できないじゃないの。」

**黒兼**「発言はできる場所をお願いします」

議場騒然。怒号。「あんなの議事録じゃない」等々

**黒兼**「発言をしていただく時間ではございません。」

**社員B**「出席者をご説明願いませんか？並んでる方の紹介をお願いします」

議場騒然。怒号。

「社員じゃない人がいる」「見たことのない人がいる」「誰やねん」等々

**黒兼**「先に進めさせていただきます」

議場騒然。怒号「社員じゃない人間がなんでおるねん」

**社員A**「議事に入る前に、紹介すべきでは？」

議場騒然。怒号。「おかしい」「紹介すべき」「あたりまえやないか」等々

**黒兼**「3回目のご注意です。ご発言される場所をお願いします」

**社員B**「出席者の方にですね、そこに並んでおられる方はどういう方なんですか？まずはそれを説明してください。紹介してください。社員じゃない見た事の無い方が並んでますけど、どなたですか？」

**黒兼**「4回目のご注意を・・・」

議場騒然。怒号。

**黒兼**「ご発言されるのでしたら、議場整理券の行使をさせていただきます。

議場騒然。怒号「横暴だ」「何を言っているんだ」「誰や」「部外者退場」など

**社員B**「ちょっといいですか。」

**黒兼**「よくない」

**社員B**「よくない？誰が考えてもおかしくないですか？」

**社員E**「あなた誰ですか？」

**社員B**「理事の方は知っていますよ。あそこに3人並んでいらっしゃる方を私は見たこともない。その人たちが出席して壇上に並んでる権利があるんですか？」

場内拍手

**社員B**「紹介しないでもよいという法律でもあるんですか？教えて頂きたいんです」

**黒兼**「そういう質問はお聞きしていませんが」

議場騒然。怒号。

**黒兼**「まだこちらは議事進行の時間が…」

議場騒然。怒号。

**黒兼**「不規則発言はやめてください」

**社員B**「それじゃ弁護士さんに。**丸山**先生。総会の始まる前に、出席されている方が、私達は知らないんです。社員は。ここは社員総会ですよね。その人を紹介すると」

**黒兼**「発言はおやめください」

**社員B**「これは法律違反ですか？」

**黒兼**「発言はおやめください」

**丸山**先生「不規則発言ではないと思いますが、 ○○○○」不明

場内拍手

**黒兼**「議事を進めますがよろしいですか？」

議場騒然。怒号

**社員A**「紹介しなさい。どうして紹介できないんですか？何かあるんですか？」

**社員B**「皆さんの意見を聞いたらいかがですか？しないでいいとなったら私たちはそれを認めます。紹介する必要があると思う人の決をとったらいかがですか？」

**黒兼**「それでは続けます」

議場騒然。怒号

「関係ない人を入れんで欲しいわ」「部外者は関係ないでしょ」

**黒兼**「質問の時に質問されたらいいじゃないですか」

「いつ質問するんだ！」「いつや」

**黒兼**「ご案内します」

**社員B**「総会の前提ですよ」

議場騒然。怒号

「前提や！」「社員以外呼ぶな」

**黒兼**「まず手を挙げてご発言ください」

「まずは手を挙げた方、ちゃんにご発言ください。ちょっとまってください。どちらですか？」

**社員A**「○地区の**社員A**です。」

**黒兼**「まずは黒の服の方、どうぞ」

**社員A**「まずは、あの、後ろの方が言われていましたように。紹介ね。壇上に上がっておられる方。初めて会場に来られた方もおられるわけですから。紹介するのは当然だと思います。それと先ほど私が申し上げた」

**黒兼**「すみません。質問は一つでお願いします」

**社員A**「はい。議事録のことを最初に言いま」

**黒兼**「それは2つめですよ。一つだけにしてください」

**社員A**「はい。議事録の取り扱いに」

議場騒然。怒号「議長失格ですよ」「お前ら辞めや!」「失格」

**社員A**「議事に入る前にはっきりさせておかなければならないことです。というのは、昨年の議事録を見ますと、結果しか載せてない。議事録の形をなしていないということで、我々は抗議もしてやってきたところ、見解の相違であるという形になったわけですよ。です

ので」

**黒兼**「すみません。申し訳ないですけど、お名前と地区名を」

**社員A**「〇地区の**社員A**です」

**黒兼**「〇地区の**社員A**さんですね。質問は一つでお願いします」

**社員A**「今質問ひとつやっています。」

**黒兼**「一つ目ですね。はい。お願いします」

議場騒然「失礼やろ」「やめ。おまえみたいなん」「議長らしい態度できへんのか」もうちょっと公正明大にやってもらいたい」

**社員A**「ようは、議事録について昨年と同様の結果のみを記載した議事録を作成するのか、お伺いしたい。これは、定款にも、21条に議事録作成、議事経過を載せるということになっていきますのに、」

**黒兼**「質問は一つにお願いいたします」

議場騒然「ひとつやん」

**黒兼**「議事録のことが質問なんですか？」

**社員A**「そうです」

**黒兼**「はい。じゃ答弁お願いいたします」

**社員A**「まだ言ってますやん。最後まで聞きなさいよ。あんた議長になってないですやん。最後まで聞きなさいよ。せやから、昨年ね、全然形をなしていない議事録を作ったわけです。今年は、ちゃんとした議事録を作るんかどうか、それをお伺いしたいということで、議事の始まる前にこれを私が冒頭にお話ししたわけなんです。何かおかしい点ありますか？」

**黒兼**「ご質問は、議事録のことについてですね？」

**社員A**「わかってないの？議事録の事ばかり言ってますよ。」

**黒兼**「議事録の事ですので、お願いします。**柳川**理事お願いします」

**柳川**「議事録につきましては、法律の定めにより議事録を作成しております。施工規則第11条では、社員総会の議事の経過、要領その結果となっています。従いまして、その通り、議事録とさせて頂いております。」

**黒兼**「地区名とお名前をお願いします」

**社員B**「Z地区の**社員B**と申します。私は、議事録の問題はあとで別の人に。まず総会の始まる前は、総会に出席している人、壇上に上がっている人は理事だと思っていましたが、

知らない人がいるんですね。なぜこれを紹介しないのか？こんなことは、初めてですよ。資格のない人が壇上に上がっている。知らない人がいるというのは不思議ですから紹介してくださいとお願いしているんです。何か違法でしょうか？」

**社員B**「ご質問そういうことですね。わかりました。答弁の方、よろしくお願いします」

**原田**「壇上に会員社員じゃない方がおられる。という部分について、社員じゃない方が、会場に来ていることじしんが、総会の〇〇ではありません。」

**社員B**「ルール違反とは言ってませんよ」

**原田**「えー法律的なアドバイザーということで、弁護士 3 名の方が壇上におられます。顧問の公認会計士さんが壇上に以前今までも居られましたけれど、それと同様の扱いでございます。」

**社員B**「今まで、こういうことはなかつたでしょ。壇上にいらっしゃることを私は違法だと言も言ってません。ただ、社員総会ですから、社員以外の人がいるんだったら、紹介すべきじゃないですか？ということを行っているんです」

**黒兼**「一応、議長の権限において紹介させていただきますので、よろしいですか？」

**社員B**「はい」

**黒兼**「そしたら、えー向かって右前列から、副代表理事の中沢でございます。特命理事の**原田**でございます。副代表理事の**柳川**でございます。後段右側から、会計士の会計顧問をして頂いている森先生。それと法律事務所の方から法的問題の支援を頂いている北浜法律事務所のトリモト先生でございます。おなじくタマノ先生。おなじくヤブイチ先生でございます。向かって左側、前列から特命理事の五十嵐。同じく理事の高浜でございます。同じく理事の嵐でございます。同じく理事の岡田でございます。同じく理事の佐津川でございます。2 列目に移りまして、監事の**武本**でございます。理事の**丸山**でございます。理事の清水でございます。理事の**喜多**でございます。監事の**加藤**でございます。私代表理事の**黒兼**でございます。」

**社員B**「ありがとうございました」

**社員C**「すみません。議長質問よろしいですか？」

**黒兼**「関連質問ですか？」

**社員C**「関連質問で」

**黒兼**「はい。どうぞ」

**社員C**「私、〇地区の**社員C**と申します。弁護士さんが 3 名お出でになっているということですね？紹介して頂いた理事の中に、弁護士さんがいらっしゃるわけですよ。なぜわざわざ外部の弁護士さんにご依頼をされたのか？また、そしてその費用は、当然ただでやっていただいていると私は思いません。当然費用はお支払いになっているのかなぁと思います。それは、会費の中からですか？会費の中からであるとすれば、おいくらでご契約したのか？それをお伺いしたいと思います。」

**黒兼**「ご質問につきましては、議案もしくは一般質問の項目ですのでその時にご質問くだ

さい」

**社員C**「それでは、後ほどきちっと教えてください」

**黒兼**「再度ご質問ください、じゃ議事を進めます」

**社員D**「はい」

**黒兼**「関連ですか？」

**社員D**「関連というか、執行部についてです」

**黒兼**「関連でなければ」

**社員D**「いえ、関連です」

**黒兼**「はいどうぞ」

**社員D**「〇地区の**社員D**と申します。えっと3月の28日付で見出しのない代表理事からの紙が送られてきました。見出しのない紙には、**黒兼**代表理事からの新執行部が選任された。新体制発足の知らせがありました。任期途中での清水代表理事他執行部辞任の理由についての質問をさせていただきます。裏面の経緯の中で、11月20日開催の第8回理事会において、代表理事選出に疑問がありと経緯が」

**黒兼**「関連質問ということですが」

**社員D**「いえ、執行部の体制についての質問ですから」

**黒兼**「これは関連ではございませんので、一般質問もしくは議案の中でご質問ください」

**社員D**「いえ、違いますよ。現在そこに並んでいる方の選出についての質問ですから。違いますか？じゃなければ、そこには清水代表が座っているはずじゃないですか。違いますか？なんで変わったの？という質問ですやん。あなたがそこに座っていること自体がおかしいですやん。その理由を聞くという質問ですので、関連ではないという事ではない」

場内拍手

**黒兼**「一般質問ですので」

**社員D**「それはおかしいですよ。清水代表が座るべきはずですから。なんであなたがそこに座っているの？という質問ですよ？」

**黒兼**「ちょっとね」「発言をちょっとお待ちください」

**社員D**「自分で判断してください」

**黒兼**「その質問につきましては、第1号の事業報告について質問、質疑でお願いすべきだということですので、私もそう思いますので」

**社員D**「あなたがなんで其処に座っているのか」

**黒兼**「繰り返します。その質問につきましては、第1号の事業報告について質問で」

**社員D**「後ほど詳しく聞かせて頂きます」

**黒兼**「なお1号議案、平成28年度事業報告の事は、事業報告の事は説明を受けること、第2号議案、平成28年度決算報告の事は、決算報告の承認を得ることとさせていただきます。これにつきまして、まずは理事会側の説明をお願いします」

**原田**「ただいま議長より指名がありましたので、第14期事業報告補足説明をさせていただきます」

す。」

以下略 事業報告説明

**黒兼**「次に監査報告を頂きます。**加藤**監事お願いいたします」

**加藤**「私、監事は平成 28 年 5 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日までの第 14 期事業年度の会計及び業務監査を行いました。会計については貸借対照表と損益計算書と事業報告、付属明細書、業務については業務を監査し、理事会、議事録を監査いたしました結果、適法かつ正確であることを認めます。平成 29 年 6 月 10 日 一般社団法人播磨自然高原クラブ監事**加藤たけし**」

**黒兼**「はい。ありがとうございます。議案の説明は終わりました。ご発言を頂けませんが、その前に調停議案につきましては、今回事前に、質問通告がされています。整理上質問通告されてたものから取り上げさせていただきます。質問者におかれましては、調停議案 1 号及び 2 号議案に係るものを取りまとめてご発言ください。ご発言につきましては、複数通告されていますので、通告された順番から指名させていただきます。まずは、**社員B**さんの通告書にかかる質問の発言をお願いします。」

**社員B**「1 号議案でまだ質問しますってあったでしょ？資格の問題で？」

**社員D**「はい。先ほどの」

**黒兼**「まずは挙手をお願いします。はい・どうぞ」

**社員D**「先ほどの続きになりますが、今年の 28 日付で 1 号議案の内容の中にあった問題ですけれども、」

**黒兼**「すみません。事前に通告された内容ですね？」

**社員D**「はい。1 号議案の内容の中で」

**黒兼**「たとえば番号か何か、このページのことでという」

**社員D**「1 ページ目ですね。1 ページ目の頭です。**黒兼**代表から新執行部に選任され新体制が発足された知らせがありましたが、任期途中での清水代表他執行部の辞任についての質問です。裏面の経緯の中で 11 月 20 日開催の第 8 回理事会において、代表理事選出に疑問があるとの提起がありとありますが、これはどのような疑問だったのでしょうか？疑問の内容です。」

**黒兼**「はい。**原田**理事をお願いします」

**原田**「疑問が提起された内容は、社員総会終了後行われました理事会での投票、代表理事選挙について、委任状を含めた投票が社団法人法、定款に違反するのではないかという疑義が提案されました。それに基づいたからです。」

**黒兼**「はい。どうぞ」

**社員D**「この裏に書いてあります、議案 16 号。議案 10 号代表理事及び副代表理事、特命専任理事の選出決議についての疑問があったので、念のため代表理事、副代表理事、特命専任理事の選定をするとありました。書いておられます。念のためとは、どういうことでした？別にそのような疑問があっても変えなくてもよかったのか、それとも法律違反である



のに念のため変えたというのでしょうか？その辺の見解をお話しいてみます。」

**黒兼**「はい。原田理事」

**原田**「法律違反ということではなくて、法律の記載されている内容に定款及び施行規則を変更したということです」

**社員D**「じゃあ変えなくてもよかったということですね」

**原田**「実質的に、定款に書いてないことの結果解釈のトラブルに不利益を被らせたかどうか部分については、不利益はなかった。そういう意味では、定款及び施行規則を変更するというで問題はない。そういう判断です」

**社員D**「えーとね。7月の選出方法が無効ということですね。じゃ7月から3月までに執行部で決議された議案については、無効になったんですか？」

**黒兼**「原田理事」

**原田**「その部分については、3月11日に、新たな体制が決まった時点で、再採決をして、無効とはしないということで理事会の合意を得ました。」

**黒兼**「はい。どうぞ」

**社員D**「丸山先生。この件についての見解はどうでしょうか？」

**黒兼**「それは、丸山先生への質問ですね？」

**社員D**「はい」

**丸山先生**「原田さんの説明がありましたけれど、私からみると非常に不正確。無効ではなかったというのは、非常に問題があります。理事会では、理事が欠席した場合に、委任状で投票してはいけない。こういう総会では委任してもいいんですが、理事会では、理事が絶対出席して投票しないといけない。にもかかわらず、2名の人が欠席をされた。ところが、代表の清水さんを選ぶ際に、その欠席された人の票数をかぞえて、いうことで、清水さんが代表に選ばれました。そういうことはできないというのが、法律の解釈ですから、法人法、一般社団法人法に違反する行為である。したがって私は無効であると主張したんですが、あくまで執行部は認められなかったんで、11月から3月まで、去年その問題が紛糾したんです。そういう経過です。私から見れば、法律違反で代表が選ばれて、その代表が、副代表と特命理事 4人を選ばれたということですから、今の執行部すべては無効であると。違反の執行部であるということですから、その執行部が決めた議案はすべて無効である。ただ、結果的に私の方も最終的には、すべての執行部が辞任すると。辞任して再選挙をやり直すということでしたので、新たに選んだ理事の人たちによって、もう1回すでに外部調査、その他の委託した契約については、改めて追認すると、過去から有効であったとみなす。というふうな扱いにしています。ですから、清水さんの執行部の問題がなければ、こういう問題は起こらなかった。といういことです」

**社員D**「それともう一点。」

**黒兼**「はい。どうぞ」

**社員D**「この紙の説明の中に、議案書をもらった中に、詳しく理事会の内容が書かれていま

す。ところがHP上の会員のページに入ったら、なんやねんこれはというような理事会の議事録です。少なくともここに載せているものと同等のものをHPにも掲示して頂きたい。紙が来た時点で、議案 16 号、議案 10 号などと書かれているんですが、HPにはひとつもそういうのは出てないんですね、少なくとも要望としてHPの理事、社員会の内容、要旨も別紙同様詳しく表示してもらいたいと強く求めます。以上です。」

**黒兼**「はい。次の方どうぞ」

**社員B**「改めて、Z地区の**社員B**です。あの。**黒兼**さん。敵対行動をしているのではないんでね、会員のための会員の総会なんでね。会員ための会則にもとづいてものでしょ？敵視しないでほしい。」

**黒兼**「ありがとうございます。ご忠告よく・・・」

**社員B**「はい。1号議案の」

**黒兼**「何ページ？」

**社員B**「3ページの運営項目。ここの3番ですね。高原を利用しながら管理費を滞納している会員に対して催告書を送付し、応じられない方に対しては今後とも訴訟を行っていきます。これに対するの質問です。」

**黒兼**「通告書の何番ですか？」

**社員B**「私の方は1ページの2番と3番。まず、2番の方を出したのは、高原を利用しながら管理費を滞納している会員に対して催告書を送付し、応じられない方に対しては今後とも訴訟を行っていきと書いてあるので、訴訟についての内容とかどのように訴訟をおこなっていくのかと質問をしたいんですね。まず、今ですね、特に黒金さんの次のね、今の執行部で次の職務規定、権利それから会計における日常業務は、くろださんが担当している。そうするとクロダさんにお伺いしたいんですけど、今度の訴訟の問題については」

**黒兼**「くろださん？はらださんです」

**社員B**「あー**原田**さん。**原田**さんに日常業務のこの訴訟の問題がひっかかるのでお聞きしたいんですけど、今裁判を起こされている裁判の論点ではないんです。裁判であなたと佐津川さん、吹田さん、杉浦さん、ムービングに対してのムービングが裁判で反論している内容ですね、これが会員申込書を出していない、会員になったら高原の規定、規則を遵守する確認書を提出していない、だから私は、非会員である。非会員であるから高原の規定、規則を遵守する必要はない、拘束されないということでメガソーラーを作ったと言ってるわけですよ。

で、一応会費相当の7万を払っているが、これは会費ではなく高原が提供している、水道道路等ゴミの収集などこういう事のサービスの対価だと主張しています。間違っていないですよ？裁判のあれで出ているわけですから。これに対して、あなたたちは、ムービングの主張を認めたんですよ？認めているんですよ。だから、自分たちはあのメガソーラーの建設を止められなかったと言っている。吹田さん、佐津川さん、杉浦さんは自分たちは今まで3年間、なんで作ったのか聞いているのに一切説明していない。だけどあなたた

ちはそのとき、ちょこちょこって言っているのは、藤原弁護士に頼んで説明しているのは、内容ちがいますよね。3年間、あなたたちが主張したのは、特定の人が入りしない、不特定多数の人が入りしないから営業ではない、音がしないから工場の範囲にははいらない、それから環境だとかは個人財産であるから規定するのはなかなかむづかしい。なかなか規定するのはむづかしい、その時あなたたちは、一回も言ってないんですよ。そういう主張をしていたのに、裁判になると途端に、非会員であるから、止められなかった。と言い始めた。今までの事間違っているでしょうか？私の言っていること。間違っていないですよ。そうすると、今度訴訟するために、払っていない人たちの数字を知りたいんです。ムービング植木さんの他に、この2番で質問しましたが、山荘所有者で、植木さんは山荘所有者ですが、息子さん、娘さんもそうですね、非会員であれば、あなた達は、認めているのであるから、植木さんの他に山荘所有者で非会員は何人いるんですか？確認書だしてない。その数を聞きたい。総会の前に出していないと、あなた達が調べられるよう前もってこれを出した。それから、もう一つ土地だけの所有者、この人たちはいったい会員ですか？会員じゃないんですか？この数字もちょっと教えてほしいんです。」

**黒兼**「以上でしょうか？」

**社員B**「まずその質問を答えてください」

**黒兼**「はい。それじゃ**原田**理事お願いします」

**原田**「えっと、今の非常に長い質問ですけど、2項3項、質問の。2項目？**社員B**さんの質問の2項目。」

**社員B**「2項目？」

**原田**「はい。」

**社員B**「一門一答で行きましょうよ。」

**原田**「ですから、今質問が2つあったでしょ？」

**社員B**「一門一答で行くのであれば、まず非会員」

**黒兼**「発言の時はまず挙手をお願いします」

**社員B**「簡単な質問ですよ。山荘所有者で確認書と会員申込書をだしていない人は何人いるんですか？」

**原田**「ですから、それは」

**黒兼**「ちょっと待って下さい。**原田**さん説明お願いします」

**原田**「**社員B**さんの文書で質問された項目の2項目のことですね？と私が確認を今したんです。」

**黒兼**「**社員B**さんの文書で質問された項目の2項目のこと？」

**社員B**「そうですね」

**原田**「そうですねと、おっしゃったら先に進めるんです」

**社員B**「そうです」

**原田**「確認書が出ている、出ていないの話でしょ？確認書は 土地だけの方と確認書を提

出されていない方は 972 口。いいですか？建物 534 口。合計 1506 口です。

**社員B**「山荘土地所有者の？」

**黒兼**「質問の場合、発言者は挙手」

**社員B**「山荘所有者の数が、927 ですか？」

**原田**「土地だけの」

**黒兼**「原田さんすみません。」

**社員B**「質問どおり言ってくださいよ」

**原田**「え？」

**社員B**「質問通り言ってくださいよ」

**社員B**「手をあげます」

**黒兼**「はい、どうぞ」

**社員B**「そんな難しいことを言っているわけじゃない。山荘を持っている人が、会員申込書と確認書を出していない人は何人いるんですか？って聞いているんです。」

**原田**「今会員申込が」

**黒兼**「はい、どうぞ」

**原田**「会員申込書という言葉は今初めておっしゃったんですが、**社員B**さんからの質問は、確認書を提出していない山荘所有者、土地のみ所有者のそれぞれの人数を明らかにしてほしい。これでしょ？だから、土地のみ所有者で確認書を出していない人は 972 口ですよと言ったわけですよ。建物山荘所有者の確認書を出していない山荘所有者というのは、534 口。両方合わせて 1506 口。という風に今申し上げました。それから、今、会員申込書という言葉が出てきましたけれど、会員申込書というのは入会申込書ということですか？」

**社員B**「え？」

**原田**「入会申込書のことですか？」

**社員B**「入会？」

**原田**「入会。」

**社員B**「入会申込書じゃなく会員申込書って書類あるでしょ？」

**原田**「入会申込書じゃないんですか？会員申込書ですか？」

**社員B**「誰か定款持っている人いませんか？」

**黒兼**「挙手をお願いいたします」

**社員B**「今、言われた質問に対して、定款を持っていないんで。もっていらっしゃる方は会員申込書、確認書が後ろについている。今年配られた定款じゃなくて、去年定款を変えますから、去年の定款の後ろを見てください。後ろの方に確かついていた。これで、時間をつぶすとね。入会申込か会員申込かは後で調べればわかることだから。土地のみの方は 972 口ってでましたよね。これさえわかればいいです。第 2 弾の質問にまわします。よろしいですか？何か問題あるでしょうか？」

**原田**「次の質問にいつてよろしいですか？」

**黒兼**「じゃあ、次の質問よろしくおねがいします」

**社員B**「今、数字はわかりました。そうすると、植木さんの場合、ムービングの場合、これまでの山荘所有者でみれば、非会員だということですね。土地所有者の534名の非会員ですね。そうすると、3番の質問です。これは、**原田**さんへの質問です。非会員かどうか正しいかどうかの裁判の問題じゃない。特命理事の業務の中で、例えば非会員の方は、例えば事務所にもって行って、駐車場を作りたいとダンプの駐車場を作りたいと言って、土地所有者の方が例えばそこに作ったと、非会員の人が。これは、どういう風な処理するんですか？まずは、これが質問です」

**黒兼**「答弁をお願いします」

**原田**「今、**社員B**さんは私個人に対する質問だとおっしゃったんですが」

**社員B**「特命理事に対して」

**原田**「特命理事？」

**社員B**「特命理事の」

**原田**「じゃあ質問の原点にもとづいて、お話しします。費用経理部門の決裁部門では代表理事に継ぐ権限をもつ役職であると断定されていますが、そうですね？」

**社員B**「そうです。定款に書かれてある。」

**原田**「定款には、特命理事は代表理事、副代表理事を補佐し、法人の通常業務を統括する。という表現であって代表理事に継ぐ権限をもつ役職というふうには、一切書いておりません。ですから、執行理事として意見を言い、結果は理事会での採決によって決まる話であって、特別な権限をもっているつもりは毛頭ございません。それから、ムービング云々ムービングが会員どうのこうのという部分については、今まさに訴訟の最中であって、原告と被告側の言い分が対立している状況が続いているわけですから、ここで訴訟に関連する項目について、私が個人的な意見をすることは差し控えます。それで、先ほどの質問に戻りますが、確認書を提出されていない方、900なにがし、500なにがし合計1500なにがしイコール非会員という定義づけでお話しされていますが、非会員とは考えておりません。したがって通常、今までご説明していました通り、必要に応じて今までは高原を利用しながら管理費を払っていない管理費未納の方に対して、管理費未納額請求訴訟を今後も必要に応じて継続するというのが、回答です。以上」

**社員B**「**原田**さんの回答で2つの事についてお聞きしたいと思います。まずは、権限規定。定款をみたら、あなた今自分で言ったように、日常業務を監督するとなっておりますね。業務を統括するとね。だから、日常業務の事に対して私は質問しているんです。日常業務を統括するから。それとね。権限規定。明らかに副代表理事より格上ですよ。組織上上となっております。しかし、副代表理事には会計に権限は一円もありません。一円もありません。一番大事なお金を使う権限が、代表理事とあなたしかないんですよ。修繕とかなんとか500万以上になったら、これは理事会に回るようになっていますが。副代表にもない権限をあなた持っているんじゃないですか。まずひとつ。あなたの言っていることは違う。それか

ら、組織の命令権はない。それと、もうひとつ。何か勘違いされていらっしやる。私は、裁判のですね、あなたが正しいとか間違ってるとか言ってるんじゃないんです。日常業務の中で、一か月後にですね。植木さんと同じような人が、例えば植木さんの入れ知恵じゃないけれど、俺もやってみようとか非会員だと、おれ申込していないからといって、例えば僕の友達が、じゃあ俺も非会員だから、ちょうどいいから俺も年だしあそこをつぶして駐車場かなんかにするわと言った時に、あなたは日常業務を統括するときに、裁判が決着するまで待って下さいと言うんですか？こういうことも聞いているんです。裁判で、あなたの判断が間違っているか間違っていないか言っているんじゃないんです。日常業務の中で、そういう人が非会員がでてくるんじゃないんですか？」

**黒兼**「ご意見をまとめますと、類似したことが今後起こった時にどうするか？ということですね？」

**社員B**「そうです。」

**黒兼**「はい。じゃあ」

**社員B**「ちょっとまって。山荘所有者と土地会員は別になってるんです。土地だけを所有している人、会費は5万円になっているんですね。これに対してお聞きしたい。山荘所有者と違いますから。これに対してお聞きしたい。土地所有者の45%しか会費を払っていません。」

**黒兼**「要件を絞りますと。今後類似したことが起こった時に、土地会員の方と山荘所有者の方でどうするかというご質問ですね？」

**社員B**「そうですけど。土地会員と山荘所有者とは違いますよ。土地会員の方は、土地所有者の45%しか会費を払ってない、サービスの対価ということになっている。道路を通らない、ごみ箱を使わない、サービスの対価としてお金を払う必要がないとなった時に、どうするのか？あるいは、45%会費を払っている人が26年の理事が認めたという」

**黒兼**「もうちょっと簡単に。サービスを受けていない確認書をだしていない土地会員の方が会費を払わない場合はどうするのか？でいいですか」

**原田**「ムービングと同様の事態が起こるか起こらないかという事に対しては、ムービングの件は、かつて未納管理費の請求の訴訟の際に、高裁までいって和解調書での論調がある。それぞれムービングはその流れの中で考えたのであり、今後の問題については、その要求がどういう背景をもって要求されたかケースバイケースであって、基本的には未納の管理費に対しては、従来通り請求していくと考えています」

**社員B**「土地だけの人に請求する根拠を教えてください」

**原田**「今後の部分については、先ほどケースバイケース、条件によってはと申し上げたと思いますが、今後発生する部分について、具体的な条件が出てきたときに、その都度考える。それは土地所有者、別荘所有者、いずれも同様です」

**社員B**「具体的要件とはどういう要件が考えられるのか？」

**原田**「それは、そういう要望が出てきたかわからないので出てきた時点で考える」

**社員B**「土地会員の方で、平たんな土地を造成して、ダンプカーの駐車場を作る場合はどうするのか？」

**原田**「当事者から当然、建築申請等があると思いますので、その申請に合わせて判断する。その内容、規模を含めて」

**社員B**「今後、あなたが日常業務を統括している時に、これから、設計図が出たときに考えると。これから、駐車場ができたり、建築資材置き場ができる可能性があるんですね」

**黒兼**「すみません、それはご質問ですか？」

**社員B**「質問です」

**黒兼**「どういう質問ですか？」

**社員B**「どういう要件なら拒否するんですか？ どういう要件なら許可するんですか？ 要件の内容を教えてください」

**原田**「具体的な要求内容がわからないのに、答えるのは難しい。今の管理規定等、ルールの基づいて判断をします」

**社員B**「今の管理規定等と言われましたが、今の裁判の判断に踏み込まないとダメじゃないですか。管理規約にそくしてやると言ったのに、メガソーラーは管理規定に違反しているのか聞かざるをえない。ところが、メガソーラーの建設に関して、あなたたちは、今までひとつも説明していない。去年の総会に出た人は、みんな知っているでしょう。あれだけ、みんながなぜですか？と聞いても答えてない。佐津川さんは『当時の規約では、適法』と答えてました。ちゃんとした説明をしたのは、藤原弁護士だけ。はっきり言わないから聞いている。規約規定をあなたが持ち出したから、規約規定があるのに、メガソーラーは何故できたんですか？と聞かざるをえない。おまけにそれは裁判だからというから、あえて裁判の事は言っていない。裁判で決着すればいいと思う。あなたは、立場上どういう判断をするかと聞いている。あなたが主張している非会員、この非会員は要件だと言うならその要件を教えてください。具体例を挙げて、聞いている。ダンプカーの駐車場ができたらあなたはどうするのか？例をあげて聞いている。規約違反となるのか、あるいは裁判中で何ができるのか？争われているが、今は判断できませんというのか。それなら裁判が終わるまで待つて下さいというのか。そのあたりをはっきりしてもらわないと。あなたが取締役として来年の7月の任期までやるわけでしょ？日常業務の統括となっている。申請者は事務所について『許可ください』と行ったときに、どう答えるんですか？」

**原田**「ダンプ等の駐車場の建設ということですね？その部分については、現在の管理規定、建築規定に基づいて判断します。ムービングのメガソーラー云々については、大規模なメガソーラーの建設に関しては、理事会の判断によるということになっています」

**社員B**「理事会で決定しましたか？裁判資料全部出しましょうか？」

**黒兼**「**原田**理事の答弁は、今後起こった時には、そういうルールになっていますという説明です」

**社員B**「待つて下さい。メガソーラーの事を言ったんですよ。」

**黒兼**「もう一度先ほどの答弁について質問があれば、もう一度質問してください」

**社員B**「わからない。日常業務で統括しているところに、非会員、会員申込書を出していない、確認書も出していない人間が、建築資材の倉庫を作りますがよろしくお願ひしますと言って」

**黒兼**「発言の途中ですが、時間がかかなり長い発言なので、要約して発言ください」

**社員B**「それについてどうするか言ってください」

**原田**「先ほど言った通り、ムービングのような大規模メガソーラーの申請が今後あった場合、現在の規約及びその判断は理事会で決定するという事です。今後です」

**社員B**「今後裁判と切り離して、そういう申請が出てきたら、**原田**さんは、理事会に図ると。確認しているんです」

**原田**「ルールとして決めたわけですから、私だけのことをことさら主張するわけではなく役員全ての理事会の判断をたとえ意見の違うものがあったても、理事会の多数決で決まるということです。大規模太陽光発電については」

**黒兼**「繰り返しの質問はおやめください」

**社員B**「メガソーラーの問題ではなく、日常業務の問題を言っている。小規模のダンプカーの駐車場や資材倉庫の建設についての申請があった場合、非会員のひとが来た場合あなたはどうするのか聞いている」

**黒兼**「同じことを繰り返していますので、発言をおやめください」

**社員B**「返事をしていないじゃないですか」

**社員P**「〇地区の**社員P**と申します。まだ高原クラブにきて〇年たっておりません・今のお話し聞いてまして、同じことの繰り返しになっていると思いました。**社員B**さんが**原田**さんに対して不信感があるというのも、よくわかりました。**原田**さんの言う答弁もよくわかりました。個別具体的にこれから判断すると。このことでずっと時間が経つのは、みなさんにとって不利益ですし、この総会にとっても不利益だと思いますので、この件は**原田**さんと**社員B**さんで後日話し合ってもらって、次に進めてもらうことでどうでしょうか？」

場内拍手

**黒兼**「ちょっとね、おしっこしたい。すみません。休憩をとりたい。再開はこの時計で 3 時 20 分からということでお願ひします」

休憩

**黒兼**「再開します。次に**社員E**さんの方から、質問通告書がでていますので、1号議案にかかわる質問からお願ひします」

**社員E**「〇地区の**社員E**の申します。よろしくお願ひします。事前に質問書を出してほしいということで代表で質問書を出している。それで、議長の方からご指名をして頂いたということでございます。質問させていただきます。

平成 28 年度事業報告書の 5 ページの (5) の下段のチョコの事業改革中期計画に基づく事業費用を含みますと書かれてありますが、事業計画の事業別の収支明細がどの程度費用に



なっているのかわからないので教えて頂きたい。収支について説明して頂きたい」

**黒兼**「各事業別のすべてということよろしいですか？」

**社員E**「そうです」

**柳川**「ご指摘のように、事業別の費用の明細について、ちゃんと説明できていないなど反省しております。こちらのブルーの実施報告書の7ページをご覧ください。この7ページが各分科会が予算を計上し、費用を支出した明細を書いている。これは項目別に書かれていまして、そういう意味でよくわからないなという点でございます。後でご説明申し上げますが、推進委員会、拡大委員会、会員増強委員会、インフラ委員会4つの委員会がございまして、それぞれの委員会で予算を計上し色々な改革を推進しております。項目別に申しますと推進委員会グループが予算を計上しましたのが、110万円。支出しましたのが、86万円、拡大委員会が予算計上しましたのが、280万。支出したのが110万。会員会が202……。不明。各委員会の予算が11。インフラ委員会が508万、支出したのが440万。したがって、合計で申し上げますと各4つの委員会の予算は、1152万。支出合計が765万。ご指摘の各委員会がどのような活動、内容かにつきましては、事業報告書はあとでご説明申し上げます。」

**社員E**「議長、ブルーの実施報告書7ページの「103 上郡町等の自治体とのコラボ事業」の予算額と決算額がございまして。収入はいくらで、費用はいくらですか？という形で収支を教えてください。」

**柳川**「103についてご説明します。収支報告となっておりますが、これはこういう事業をするために予算を計上し、その予算に対して支出を計上するという項目です。事業の収支ということでは、ございません。上郡町とのコラボですが、基本的には上郡町とのコラボとなっておりますが、この交通費というのは、66万の支出でございます。これは各委員会、推進委員会、会員増強委員会、拡大委員会の各委員会の方々の出席者の20名いらっしゃいます。会合を40回ほどしております。委員会の合計の交通費で、上郡町とのコラボの交通費ではございません。上郡町とはコラボをやりとうということで、項目と致しましては、上郡町が神戸方面、西宮方面から田舎暮らしをしたいという人から高原クラブをみたいということで紹介を頂いたとか、上郡町の農地、耕作地を利用するとか、上郡町の小学生、中学生とのスポーツ合宿を検討するとかふるさと納税を検討するとか第1回目の会合を致しましたが、その後会合ができていない。今般、上郡町の方から、アプローチがございまして、今後上郡町と先ほど申しましたようなことを、目的としては私どもの高原クラブを良く知って頂く、また会員を増やしていくということで、企画していきたいと思っている。この事業は、28年度の実施はございません。次に104番説明してよいですか？」

**社員E**「すみません。事業の内容の説明は、時間がないのでいいです。私としては、各事業が、収支と書いているが、費用、支出を挙げていますとの説明ですが、シイタケの販売とかのみ販売収入とあげられている。決算額約770万円に見合う収入はいくらかを教えてほしい。そしてその収支を見て、5ページの表を見て頂いたら、非収益会計の2500万円の黒

字、営利事業の赤字 2500 万円と書かれてあり、連結すれば合計 0 だと書かれてある。来期は 500 万円の赤字と先ほど説明がある。ここでいう事業の費用というのは、もし収入があがってなければ、費用だけくっていることになる。となれば、この事業をずっとやっていけば、営業で収益事業をやっていますといわれても、赤字であるならば、この間 5 万から 7 万に会費を挙げられました。挙げられた分で本来インフラの方で使ってもらうのが個人的にはいいと思うんですが、営業関係、収益に使われて、分科会で積極的に事業でやっていらっしゃるが、その費用 700 万くらい払っており、今後も増やしていきますとなった時、無尽蔵に費用を出すのであれば、これは収益事業ではない。みなさんのお金が死んでしまう。

しっかりとした、営業予算を組んで情報公開をしてやっていくべきだと思う。収入も明らかにすべき」

**柳川**「そういう意味では、収入はほとんどございません。木材とか椎茸の収入、あるいは会員サービスのために貸与しているものはありますが、収入はほとんどありません。しかし、そのまま高原クラブの会員が減少して行って、将来たちゆかなくなならないように、ポイントは会員を増やすことだと思っています。会員の増強のために、どういう活動をするか？ということで委員会を開いて活動を推進している。確かにご指摘のように、効果があるのか？将来収支は上がるのか？あるいは会員の増強はできるのか？ということは、しっかり、きっちりと公平に判断していかないとと思っています。したがって、これも後でご説明しますが、今までのアイデアもございますし、これからもいろいろな案が出てまいります。すべての案をやっていたら大変なことになります。従って、3 つの分科会、つまり会員を増強する会、会員を増強するためにはどうしたらいいかという分科会。事業の拡大、あるいは、収益事業はどんなものがあるか、を検討する会、事業拡大委員会、そしてインフラの問題点を抽出しその対策をするかというインフラ委員会、この委員会を別に設けております。この委員会でも色々議論して頂いて、その上の推進委員会というところで、効果内容それから将来見通せる収支がとれるのか？会員が増やせるのかどうか？という判断をする。そのうえで、ある程度まとまりました案を理事会に提出して、理事会で決済を頂くという構図でやってきております。先ほど、ご報告しましたように 1150 万に対して、750 万くらいの支出でございますが、そういう意味で厳しく効果を見届けたうえで、支出をさせて頂いて、将来の会員増、収益増に繋がろうとやっている。」

**社員E**「今の話を聞いていましたら、結果は出ている。収入はほぼ 0 だとおっしゃるけれど、通常の企業であれば、こんなことはありえないです。申し訳ないけれど、理事の方は経営能力ないと思います。この社団法人で皆さんがサークルで、山の家を使って、会員ののためにやりますと、社団法人ってそんなもんですよ。もともと我々がここに来たのは、綺麗な山、自然がある、住みたいからで、何も営業をしてくださないと何も望んでいない。会員のための福利厚生であれば山の家で何かまいしょうとやってきたと思う。にもかかわらず、営業して収益事業するという事、儲けまいしょうということですよ？この数字を見て全

くできていない。ということは、経営能力0なんです。だから、今からやりますやりますと言われても、毎期赤字を垂れ流して、今までの会費でもってその赤字にあてるという考え方は、とんでもない話だと思います。そういう感覚皆さんにはないですか？収入ないんですよ？それでも、ずっとやっていくんですね？信じられない。それについて、どうお考えですか？」

**柳川**「私どもは、そういう意味で厳しく将来収支につながるように考えるという事は、大事なことと思ってます。第2点目は、会員の意見もさまざまでございます。今、**社員E**さんをご指摘のようにおっしゃる方もございます。別の会員の方は、山の事を考えておられて、色々な提案がある。介護施設をもってきたらどうかとかあるスポーツランドみたいなものを考えたらどうか？とかいろんなことがございます。クライנגアルテンとかというアイデアもございますし、いろんな千差万別の事業の提案がございます。こういう事業の提案に関しましては、私どもとしては他の高原でございますね、事例がございます。ここで、何かを考えて会員の増員という事を考えて、ここを一つのシンボルとして活性化させていくことをお話ししていかないといかない。どちらかという、今まで自信でやっていましたが、上郡町としても高原クラブは一つの財産であるというって何らかの形で協力していきたいという話もございます。一つのステップだと思っている。お金を使ったらダメだという事になると全て始まらないと思う。ご指摘のとおり、正否、収支を常に公正、厳正な審査が必要ですが、さりとて何もしないというわけにはいかないと考えている」

**社員E**「今のご説明ですが、一般社団法人の方向性についてみなさんどう考えているのか？我々は、この別荘地に来て先ほど申しましたようなことを求めて来て、何も営業どうのこの。だけど会員のための福利厚生ならやることはいいと思うんです。やるのであるならば、皆さんにやる内容を検討して頂いて、これは収支も含めて確実に良い事業になるよと言うならば、もっと情報を公開して、この総会で言うのではなく、情報を発信して皆さんに検討してもらって収支をみていいんだよという事であれば、賛成する部分もあるかと思えます。今の結果や、この席だけでおっしゃる理事さんの言葉だけでは、認められない。すべきではないと思う。会費で非会計を賄っているわけですから、営業、収益事業は定款で書かれてあるが、外部に向かってやるものではなく、今まで福利厚生で皆さんのためにやっていた。どこかの縛りを入れたうでやっておけば、別に非営利の収入でもって賄っていける数字であるならば、それを維持すべき。むやみに費用だけを使って行って、これから毎期 非営利の会費から流れていきますよ。こんなことでいいんでしょうか。やめていただきたい事業は沢山あります。」

**黒兼**「意見という事でお伺いしときます」

不明

**社員F**「収支報告という事でまとめておられますが、管理されていたもの、福利厚生にわかれる項目がはいっております。一概に全部が見直していいものかどうか。管理のなかにも短期的なもの、中期的、長期的な項目等に分かれる。ガス、電気など激しい状況の中経費

削減を見直しているわけですし、事前の流れの中で見直して頂きたい。水も漏水対策で、金額もそうですし、水も大事な資源ですので、みんなで大事に使うという中で漏水調査も必要であろうと思います。九州で大きな災害があるので、山においてもそういう深層の山崩れとか考えられる事項も当然あるわけですし、いろんな面を見てやはり安全安心、住みやすいみんなに愛される高原クラブという視点でこういう費用は必要なんだという。不明現実お金になるものとそうでないものという発信の仕方を変えていく必要があると私は思う。」

**柳川**「ご指摘の通りだと思います。特に費用の部門、宣伝に関する播磨自然高原倶楽部をきちっと皆さんに知って頂かなければならない。将来のために、そういうことのためにきちっと分けて皆さんにご説明しないと、こういう形の説明をしますと**社員E**さんからご指摘を頂いたように、お金のばかりつかっているやないと思われまますので、今後参考にしてきちっとまとめていきたいと思います。特に私ども人材を得て考えなければいけないと思えますのは、

我々自身だけで活動しておりましたが、やはり上郡町とか神戸市とか、西宮市とか公的な相手先とのコミュニケーションあるいは播磨自然高原に来ていただいてここを活用して頂く渉外的な活動これが不足して居ったなど。もう一点はここを知って頂く、ここをいいところだとわかって頂く活動についてはほとんどできていませんでした。今後分科会もそういったところについても対応できる布陣を考えて対応していきたい。」

**社員F**「直接ではないですが、今、日本で将来 6000 万人の観光旅行客が訪れると。京都は昨年だけで 110 万人が民泊している。本当に日本の良さを海外に知って頂くことを国、内閣府の方が進めている。大きな観点からこの高原クラブの良さを知って頂くこともいいのではないか。外部に発信していくのがいいのではないか」

**社員G**「収入がほとんどでていないけれど、唯一収入としてあがっているのが、薪の販売、シイタケの販売。7 ページに書いてあるのと 3 4 ページに書いてある数字が大きく違うんですけど、これはどういういみなんでしょうか」

**柳川**「実は、資料が間違っています。すみません。薪、椎茸の販売ですが、予算 1 0 0 万 決算額 1 1 万と書いていますが、3 4 ページの資料仕入 1 0 0 万は間違いでございます。仕入は 1 0 万 1 0 0 0 円、販売 6 万円です。4 万ちょっとが在庫として、屋根のある所に保管している。」

**社員G**「それに関して、薪の販売が 6 万円という事なんです、ここに書いてあるように最初はおじさんたちが伐採した木の余ったやつ、去年、おとしは軽トラいっぱい 5 0 0 0 円と言っていたのを今年は 7 0 0 0 円で販売されたと思う。そういうことがここに書いていると思う。販売している量に関して、切りやすいところはなくなったということで、仕入れをするという形になったけれども、販売額 6 万円というのは、仕入れた薪を売った分が 6 万円ということなんですか？ さっき在庫 4 万円分とおっしゃったんですが。」

**柳川**「基本的には仕入れた分が 6 万円。」

**社員G**「では、おじさんたちが切った木の去年の販売額は、この中には含まれていないという事ですか？」

**柳川**「ちょっと私はその辺確認できていません」

**社員G**「一応34ページのところで、2015年**社員C**=20万円、**社員C**というのは、キャッシュかなと思うんですが、販売できたんじゃないかとおもうんです。まあ、2015年は巻き割りきなどを購入し、費用は販売収入の増（15万円/年）により回収しますと書かれており、

年15万円くらいは売れるのかなという部分なんです。去年7000円になった時に、うちも薪がピンチかなと思って、事務所の方に「うちにも分けて頂けませんか？」と500円だと思ったもんですから、言いに行った。「7000円に値上げしたんです」と「その分予約で一杯なんです」と言われたのが、10名だか20名だかの数だったんですよ。少なくとも7000円が10名だったら7万円だし20名だったら14万円の収入になっている。年に15万円の収入が上がる予定で実際15万円くらい収入があがったんじゃないかと思うんですけど。その分がまるっきり書いていない、キャッシュだったらどこに消えたかわかりづらい、どっかにナイナイされてもわかんないかなと。そのぶんよろしく説明して下さい」

**柳川**「資料をちょっと見ておりますが、シイタケは販売として約20万円。薪は、6万5千円。先ほど言いました、おじさんたちが伐採して皆さんにお売りした勘定時期がずれておりました、この6万5千円のなかに入れておりません。だいたい15万円くらい売れるやろと予想はしておりましたが、今期という時期でくりますと6万5千円ということで、」

**社員G**「今期は平成28年度で4月までで、12か月含んでいるという話ですよ。含まれていないということ？」

**柳川**「売り出した時が違っていましたので。年間売れる時期のベースで」

**社員G**「おじさんたちの分は含まれているんですよ？当然？」

**柳川**「おじさんたちの分はこの中に含まれているかどうかは、確認できていません」

**社員G**「仕入れの金額と販売金額はおいくらなんですか？」

**柳川**「単価ですよ？いっそく350円で販売価格は550円です。」

**社員G**「わかりました。収入はそこで見ているという事なんですが、おじさんたちが切った木を皆さん買われているのは、ここで撒き割りしたりして、お楽しみになる方も多いと思いますが、原木で仕入れたほうがお安いと思いますが、割った薪を仕入れて販売しているんですか？」

**柳川**「それも価格検討はしています。割って仕入れたほうが安いと今の形にしております」

**社員G**「私何社か、林業者に連絡をしたのですが、原木で仕入れると1トンが1万円前後、もっと安いところもあれば、高いところもありました。玉切りと言って30cmとか切ってそろえたものになりますと、その倍くらいになります。それを薪にするとその倍になります。先ほど言われた350円という金額が妥当なのかわかりませんが、だいたいいっそくという

のは生木の状態で10キロ。乾燥したら7キロくらいになるものだそうです。普通の販売で。切ったものの単位をちょっと計算するとどう考えても原木で買った方が安いと思うんですが。どこのところと比較されたのでしょうか？」

**柳川**「それは、私自身がやっていないのでわかりませんが、基本的に今の仕入れが今の形が安かったという担当の判断でそういうことになっている。それから、薪は現場でお買いになるのと、配達でお持ちする配達代行というのを考えなければならない。もう一つ、おじさんたちがお年を召しておりますので、これから薪を割るのは危険というのもあります。危険も考えたうえ薪を仕入れている」

**社員G**「あとで計算して、金額のことは350円でお得かどうかを検討させていただきます」

**社員H**「プチフレーズの事です。過去1年間、赤穂民報、神戸新聞に広告ががでている。外部の方をいれるという。年間約4200名の利用者のうち外部の方は何名くらいですか？」

**柳川**「外部と内部には区別できていない」

**社員H**「広告を何回打ったかは数えていませんが、赤穂民報に3回でした。神戸新聞にも1回はでていました。プールとの連携ということで、プールに来られた方は、お食事券プレゼントということで、広告費用がかかっている。人数も調べないでやるという事は、どういう事なのでしょう？広告の費用の効果を明らかにすべき。一般の飲食店だったら、その客がどこから来たかわからないですが、高原倶楽部だったらゲートでわかるから、人数をすぐ把握できるはず。一回広告をだすとどのくらい客が来るのか把握してから次をすべきではないですか」

**柳川**「おっしゃるとおりです。今後そのようにわかるように対応してきたいと思います」

**社員H**「つい最近、自然高原からチラシがきまして、プチフレーズが居酒屋をするというチラシですね。赤穂民報に、早速 居酒屋をやるから外から来てくれという案内が出ています。

こんなことをやっていいんでしょうか？飲酒運転を奨励することになりませんか？一人で来た場合、酒飲んでどうやって帰るんですか？歩いて帰るんですか？」

**柳川**「私どもは、会員の方々に判断を任せている。代行制度もございます」

**社員I**「もともと山の家のレストラン プチフレーズに関しての契約は無償貸与契約になっていると思うんですが、その内容について聞かせて頂きたい。」

**原田**「無償貸与契約の中身ですね。契約書を手元に持っていないので、記憶で言いますが、家賃、水道光熱費については無償貸与、1年更新です」

**社員I**「それ以外の費用に対する負担は、高原クラブとしてはもっていないという事ですか？」

**原田**「それ以外の部分については、例えば窯を買いましたね。窯でピザとかパンとか焼いています、その利用用途については、プチフレーズで商売として出すものに限定してやっているわけではありません。会員全体の親睦をかねて要請があれば窯を開放します。プチフレーズでパン食べ放題のバイキング、そこの部分についてはご存知の通りプチフレーズのシェフが一人でやっていますので、会員の有志の方がボランティアでパン焼きをし、

材料費の一部はプチフレーズが負担し、その他のものについては、要するに来客者に対する高原の PR、宣伝広告費に位置付けで処理しています」

**社員I**「外部に対する神戸新聞の広告とか、赤穂民報の遡及とかは、私達会員のための会費の使い方ではなく外部に対する経費の取扱いですよ？その経費はどちらからでているのか？」

**原田**「先ほど言いましたように、直接的には会員の PR というのではなく、会員の友達親族等に対する PR もかねて、播磨自然高原全体の PR という意味で、広告宣伝については、クラブで宣伝費用、チラシ代としてクラブが持っている」

**社員I**「定款に書いていますが、私たちが一番大事にしている安心安全、それに対する疑念が生じている。こういう外部の人がプチフレーズに来ます。プールに来ます。おおかたフリーパスなんです。それでは、何のためのセキュリティとしてゲートを作ってきたのか？根本的な問題が発生していると思うんですが、それはどうお考えになっているんでしょうか？」

**原田**「外部の入場がフリーパスとおっしゃいましたけど、外部の方たちが入場する場合は、行き先と名前をゲートで確認してチェックして、それで入場して頂いてます。そういう意味で管理している」

**社員I**「先ほど人数の確認をしていないのでわからないという返事でしたよね。矛盾するかと思う。」

**原田**「ここではわからないという意味だと思います。ゲートで入場者の記録はすべて取っていますから、その詳細を入場者、話し外れますが、ゲートを入場するとき、カードで入場するばあいとゲートでゲートを上げる場合がある。会員の方全てが、カードで入場されれば、コンピューターのソフトに入場記録が入りますから、それ以外の部分だけをピックアップすればわかる。しかし現実にはカードで入場されていない方もおられますので、データを再度ゲートでチェックすれば、入場者の数はわかると思いますが、あやふやで。行き先まで記入しているか、私はそこまで見ていませんので、わかりませんが。基本的には記入していると思います」

**社員I**「そこでチェックしてようがしてまいが、私が今問題にしているのは、外部からの出入りなんです。外部の方がフリーパスで入ってこれる、そういうことに関して疑念がある。安心安全に対する不安がかなり大きくなっている。本来一番大切にしなければいけないことをそこで無視されている。ないがしろにされている、という不安がすごく大きい。」

**原田**「先ほどの繰り返しになりますが、会員でない方が入場される場合は、かつての基準とすれば会員がゲートの方へ誰それが入場するのでよろしくと連絡をする、親族を含めて全くのビジターが入る場合は、当然ゲートで入場者のチェックをしますから、フリーパスではありません。」

**社員J**「初めて参加させて頂いたんですが、感想とお願いになるかもわかりませんが、国会の安倍首相の感じによく似ている。というのは、国民の気持ちをないがしろにしてるなっ

て。結局私たちの会員の願いなんですけど、今住んでいる、または、土曜日日曜日、または長期の休みに来ている方の自然がいっぱいで、朝起きると小鳥が鳴いて、そういうことをこの播磨自然高原クラブは基本で、癒されるという心の安定をはかって来ているのが根本だと思う。私たちが住んでいる足元の会員の生活をきちっと保障されることで、これはPRにもつながっていくかと思えます。安心して満足して生活していけば、親戚とか友達とかに播磨高原はいいところだよと言えますけれど、今の現状がそう言えるかどうか？私はちょっと疑問に思っている。(拍手) だから、第1番目にして頂くということは、住んでいる会員の願いとか、どんな願いで生活していったらいいか？ということ例えばアンケートを取って頂いて、そういう方法をすれば、お金とかの問題も気持ちよく出せますが、用途が不明でちょっとおかしいなというお金に対しては、みんな心配になると思えます。まず私が言いたいのは、足元を固めて、会員のかたが安心安全、ここはいいところだと感じれることを基礎にしながら、いろいろ考えて行っていただけたら、嬉しいかなと思えます。それは一番のロコミとか、PRになって、一番の会員獲得になるかと思えます。みなさんが一生懸命高原クラブの事を考えてして頂いていることは、わかりますけれども、もう少し足元を見て、していただけたらなど、これは自然高原倶楽部に対してもうことでありますし、国会に対して思う事でもあります。」(拍手)

**黒兼**「ご要望としてお聞きしておきます」

**社員 K**「広告の件で、知り合いの話をしていたら『よくレストランの広告はいつているねえ』と。こんなところに広告入っているのと思ったんですが。この広告に費用は全部でいくらくらい使ったんでしょうか？」

**黒兼**「あとで調べてお答えします。調べている間に次の質問をお願いします」

**社員 L**「重複するみたいなんですけど、会員情報の中の会員口数91%と45%総計で64%ということになっておりますね。出るよりも入る方をしっかり把握することがまず第一。先ほど、今後とも訴訟を行っていきますというふうに催告書を送付をなさっていらっしゃる数はどれくらいで、それに応じられた方はどれくらいで、もしくは応じられない方はどれくらい。どれだけ滞納していらっしゃるのか？しっかり把握できているのか？又は訴訟を起こされているのか？まずはお聞きしたい。」

**原田**「未納管理費の全体の数は先ほど申し上げたと思いますが、現在やっているのは、高原を利用しながら、管理費を支払っていただけない方に対する訴訟をしています。今まで3回やっていると思います。大半は訴訟にならず、和解でほぼ全料、催告通知をした段階で納入して頂いている。現在どの程度やっているかというのは、個々一人ひとり×何十人という形になりますので、未納額の大きいとか含めて、順次催告書を送るというシステムになる。28年度にそれをしたかという意味では、28年度の催促はまだしておりません。全体の未納者はどうするかということは、過去の質問に対して、お答えしたかと思えますが、一軒一軒の未納額について、正式に弁護士に依頼して請求するとなると、費用対効果の問題、勝訴する可能性の問題、払ってもらえる可能性の高い順番にやっているというのが現



状です」

**社員L**「それに対する訴訟をやっていないというのが現実ですね？先ほど3回ほどやっているが、前年はやっていない。出るよりも入ってくるのが大事なことです。まずそこに対しては、専任の弁護士を置いてでも、やるべきだと私は思っている。この総会に弁護士が3人もいらっしゃるんですから、そういった費用はどこからでているのでしょうか？」

**原田**「今のご意見について、私どもも重々考えているというか、必要だと思っておりますが、今までは費用の関係もあって、高原内におられる弁護士さんに好意で無償でやって頂いていた。今後どうするかというのは、ご意見をお聞きして、内容を具体的に実行できるかどうかを検討していきたいと思っております。今日の弁護士は3人お出でになっていますが、別途クラブの収入の中から出すこととなります」

**社員L**「おかしいとおっしゃるかたもあるし、いくら？という方もあるんで。今のところ、私は必要なものは必要だと思っておりますが、顧問弁護士もしくはこういうものを特に選任して置くことは私は大事なことだと思っております。もうひとつ、熊本でこれだけ大分でも九州でも大規模災害がおこっています。一時2ゲートが通行止めになったり、山崩れがあったり、道路が陥没したり、すごい被害があったのに予算としては2000万計上してあるから、こっちは0と書いてありますが、そういった積み立ての方をもっとやるべきあって、営利部門の薪は原価で運送費ぐらいにして、ほかの営利部門はカットしてもいいくらいだと思うくらいです、それについてはどうでしょうか？災害対策金に対して0です」

**原田**「災害対策金については、先ほどの計算書の報告の中で、特定預金という部分と災害等準備金というのがあるんですが、災害等準備金は昨年度、一昨年に1000万積み立てました。特定預金の残高およそ8800万だと思っておりますが、この特定預金、預託金既定の中で、預託金の使途として、条文化されています。そういう意味では、災害の準備金としては、正確な意味での準備金になるかどうかはあるんですが、預託金は最終的にはお返しすることになっているんですが、正確な意味で担保されているとは言い切れませんが、大災害等インフラの大補修等に特定預金を使うというところで、良い意味での災害準備金になっていると思っております。」

**社員C**「プチフレーズ関連の質問です。居酒屋云々の話でチラシに「おひとりさまでも居酒屋に来てくださいね」という文言が入っている。このチラシはあまねく広くまかされている。素人考えですが、はっきり言って道路交通法の飲酒運転ほう助になってしまう話じゃないですか？クラブが率先してそういうことをあまねく広くいろんなところに宣伝告知しているのであれば、非常な問題。法律問題になるので、丸山先生に見解をお伺いしたい。」

**黒兼**「答弁する方を特定して、お名前の指定がありますが、理由がなにかあるんですか？」

**社員C**「弁護士さんにお聞きしたい。法的問題ですから。ただ、そちらの方で弁護士さんを雇われていますが、我々の会費というお話ですので、会費の中でわざわざ聞く話でもない。実際問題として、会員の中に、理事さんの中に、弁護士さんがいらっしゃるんですから、わたしはそちらの方にお伺いしたい」（拍手）

**丸山**先生「山の中のレストランの居酒屋に車で行って酒を飲んで帰る。それも高原クラブの外から来た場合、道交法違反になる。ましてや、その人が事故を起こした場合、高原クラブが責任をとれるのでしょうか？そういう意味で私は、広告の問題だと思います。それも、高原倶楽部が、経営しているレストランでやるのではなくて、高原クラブがただで貸しているところが、こういう宣伝をして、宣伝費用を高原倶楽部が負担している。一体でやっていると思われても仕方ない。その辺のことをやるについて、私は理事の一人ですが、一切、事前に相談も報告も了解もえていない。独断的にやっておられること自体も問題だろう。もう一つ、先ほどらい、出ていますが、高原外の人たちが自由に出入りする、定款の3条、高原内の安心安全の確保、高原の最も基本的な特徴の一つなんです。うりことばのひとつ。これをプチフレーズのために根本的に壊していいのか？そういうことを理事会でいくら言っても、「まあしばらく様子を見てください。」としか言わない。守れるようにならない。皆さんの言われる疑問点は本当にその通りだと思います。みなさんの声をあげて頂かないと、理事会でいくら言っても通用しないんです。今までの疑問を討論して頂いていいと思う」（拍手）

**社員C**「先ほどの見解ですと、明らかに法律に抵触する部分があると。しかもこの広告を打つのに、理事会の決裁は全く得ていない、というお話でした。少なくとも道路交通法に抵触するお話しですので、これは何らかの形で早急にやっていただかないと、我々高原倶楽部そのものの名誉にかかわる部分になると思います。みなさん、どうですか？」

拍手

「早急に何らかの方法をとって頂きたい。なにもされないのであれば、我々の方で、警察にどう思われますかと、早急にやって、今日明日の話で、始末をつけて頂きたい。後、お金の問題ですね。まだ、出てこないんですか？」

**黒兼**「費用の問題はまだ」

**社員C**「あまりにも長いので」

**黒兼**「ご意見として」

**社員C**「ご意見ではなく、明らかに道路交通法という法律に抵触しているので早急に対応して頂きたい。これはイエスカノーではなく、イエスという答えをしてください」

**黒兼**「これは質問なんですか？」

**社員C**「質問ではありません。返答を求めています」

**黒兼**「質問にかえて答弁を求めていると？」

**社員C**「質問です」

**原田**「プチフレーズにはいった広告としては、157000円。非営利部門の広告宣伝費です。道交法云々については、今、私個人の意見はあるんですが、基本的には、クラブの執行部としてどうするか？という話だと思いますので、その判断の中で、至急結論をだしたいと思います。」

**黒兼**「**社員K**さんのほうは、今のよろしいですか？」

**社員 K** 「いえ。やっとお金の金額が出てきたと思う。この金額は去年の広告費だと思うんですが、これは予算計上されているんですか？」

**原田** 「予算としては、広告宣伝費トータルとしていくらと決まっています。その範囲内で執行されていると思います」

**社員 K** 「高原クラブを宣伝するための予算だと思うんですが、個人的なレストランの宣伝をするというのは、議会で又は総会でちゃんと案内があったのか？それとも勝手に理事会で決めてしまって、独断で誰かが 20 万くらいだったら、使いましょうかとやったのか、そのへんをちょっと弁護士さんにお聞きしたい」

**黒兼** 「それは、弁護士さんでなくても執行側で答えられますが？」

**社員 K** 「オブザーバーの弁護士さんに」

**黒兼** 「オブザーバー？」

**社員 K** 「自分で決済した人に聞くよりは、他の人に聞いた方がいいかなと。丸山弁護士さんに聞きたい」（拍手）

**丸山** 「私は会計係ではないので詳しいことはわかりませんが、ただ、理事会では事前にそういうことは一切聞いていない。結果としてそういう宣伝をされているということ、ある人からつい最近知ったばかりです。理事だって全然知らない。黒兼さんとその執行部、副代表、特命理事でやっておられるのだらうと思います。ですから、その使い方とか理事会できちっと議論したことはない。ですから、それは私も非常に問題だらうと。例えば、代表だったら 500 万以上と」

**黒兼** 「すみません。質問に対しての答弁をお願いします」

**丸山** 「お金の使い方について事務規定で、代表理事はいくら以上と上限のないお金の使い方ができるよう事務規定で決まっています。こういう中でそういう野放図なお金の使い方をされているのではないかと思いますから、その点もご理解頂きたいと思います」

**社員 M** 「今日、後ろに 3 人弁護士さん来られていますけれど、今日はどいういうことで来られたのか？私がみている限り、前の方々、代表の方が答えられないのを答えておられるみたい。来られている意味がないと、私は思うんです。そして、その費用は我々の会費の中から（拍手）出ているのであれば、不必要であると思います。先ほど社員 L さんが言われたように、必要な弁護士さんは居て下さっていいと思うんですが、今回の総会では、いらないと思います。」

**黒兼** 「それは、ご意見として？」

**社員 M** 「これから先も、必要でないと思います。費用も我々の管理費の中から出ているわけでしょう？私は必要でないと思います。」

**黒兼** 「意見として？ですか」

**社員 M** 「費用はいくら払っているのか？教えてください。それと、どうして 3 人の方が必要なのか？」

**原田** 「必要かどうかという部分では、事前の今回の社員総会を開催するにあたって、前回

の事もございますので、間違えなく正確に答えられるように法的な部分のアドバイスが必要だと考えてお願いしております。費用の問題については、現在一応事務所と契約しておりますが、契約上の話ですから、実際に発生したという段階において、費用はおのずから計算書の中で発生してくるから、それをご覧いただければ結構かなと。この決定をどうするかということについては、執行理事及び理事会で今回の総会に弁護士さんへ出席いただくという事は、理事会で報告されている」

**社員M**「3人も必要なんですか？」

**原田**「今回の話は、北浜法律事務所と契約しています。その結果です」

**社員M**「契約されていても3人も必要なのか？をお聞きしている。おひとりでもいいんじゃないのか？」

**原田**「先ほど申しましたように、法律事務所との交渉の中で今日の前提をお話しして、3人必要だという判断ですから、3人の方に来ていただきました」

**社員M**「年間契約なのか、今回だけ来て頂いているのか？」

**原田**「年間契約は今のところしておりません」

**社員M**「今のところというのは、これから先はされる予定はあるんですか？」

**原田**「今のところ契約はしていない。これから先の事は、事情を判断して、必要と考えれば、理事会に図って話をする。ですから、顧問弁護士の契約する可能性がないとはいえない」

**社員M**「理事会にかけますね？今まで、丸山弁護士がお話しされたように全然知らないという事が多いので、今原田さんは理事会にかけるとおっしゃいましたので、間違いないですね？」

**原田**「ステップとしては、執行理事会でGOかGOでないか案を作って、理事会に報告し、契約の問題がありますから、稟議書を通して決定していきます」

**社員M**「今理事会にかけると最初言われた。理事会にかけるとは、理事方とお話しされるという事ですね？ちょっとお話が変わってきている。」

**黒兼**「質問の内容が、定款、定款施行規則に基づく話でございますので、執行側がそれを破るわけにはいかないと思いますから、それについて疑義があるのであれば、後でして頂いたらと思います」

**社員A**「今、外部の弁護士のお話がありましたので、お聞きするんですが。なぜ北浜から来られたかという、法律判断をするためというお話がございました。今まで、理事、社員の弁護士さんがいないということですか？理事の中に弁護士さんもいるし、社員の中に弁護士さんがいる。なぜ外部に弁護士さんを依頼したのか？非常に疑問です。以前なら、法的な質問があれば、理事の中の弁護士さんなり、社員の中の弁護士さんに意見を求めて対応しているわけです。それが急に外部の弁護士を依頼するという事は、何かあなたの方が、対立して、自分たちの保身のためにやっているのではないですか？（拍手）」

**黒兼**「ただいまは、第1号議案、第2号議案の審議中でございますので、そのどの部分にか

かるのかお示してください、ですから、あまり繰り返しますと本来の議事進行が停滞しますので、再度の質問に際しましては、理由を示してください。**社員A**さん、どこにかかるのか？」

**社員A**「先ほど質問された方の付随した質問です」

**黒兼**「何ページのどこの部分ですか？」

**社員A**「そうしたら、先ほど質問された方には、同じように言われましたか？」

**黒兼**「申しましたように、繰り返しの質問には申し上げます。もし、ご質問があれば一般質問でお願いします」

**社員A**「第1号議案、5ページの下段、「第14期の災害等積立準備金は積立処分のよていはありません」これはどういう意味ですか？」

**原田**「14期の決算の状況を見て、積立できる余裕があるかどうか」

**社員A**「要は、収入が減、支出が増。積立することができなかった。ということですよね？積み立てができなかった一番の要因は、収入にみあった支出を行わなかったということじゃないですか？あなた方代表理事、専務理事就任後ピザ窯をつくったり、展望台を作ったり、山の家の食堂の優遇をはかったり、水道管、道路調査など会費減少にもかかわらず、次から次へと新しい事業を行ったことが原因じゃないですか？その額は1千数百万に上ると思う。積立金が出来なかったのは当然のことです。積立金1000万が出来なかったということは、積立金1000万を先食いして、先に述べた各事業に使ったということで、目的外使用で問題ではありませんか？災害準備金というのは、数年前、会費を値上げする際、災害が起こった時に復旧に使用するため毎年、積立、蓄えるという事で会費の値上げを了承してきたわけです。そのことを忘れて積立しないという事は、値上げした時の趣旨に反するわけです。今年に入って九州豪雨、数年前台風が直撃して、h地区の谷間の山荘が流れた数か所の土砂崩れの被害があったわけです。よって、毎年積み立てをして、万が一素早く復旧するため、積み立てを行っていかうということでした。それが、今期積立が出来ないという事は、めちゃくちゃな経営管理、運営を行っている。今後支出がどうということ、災害準備金から取り崩そうを考えているんじゃないですか？または、会費の値上げも考えているのではないですか？このような管理運営であるならば、災害準備金の取り崩しや、会費の値上げには到底容認もできない。あなた方は金を使う事ばかり行って、毎年会費は減り、会員が減少となっている。未納者も増えている、官能率も64%しかない。会費増が見込めないなら、事業を見直し、削減やら新規事業の凍結など支出を抑え、会費の滞納率、会員を増やす、そういうところに力をいれるべきで、あなた方に当クラブの管理運営はまかせられません」拍手

**黒兼**「ご意見としてですね？はい次」

**社員E**「プチフレーズの前に、山の家の経営を以前花さんがされていたと思うんですが、プチフレーズの経営は、定款第3条の何に該当するのか？」

**原田**「定款第3条の(5)レストランの経営ですね。ただし2項で当法人は、全豪の事業について、これを第3者に委託することができるという事を踏まえてしている」

**社員E**「(4)に宿泊施設など会員の福利厚生施設の設置、管理、運営とありますが、以前はなさんがやっていたときは、会員のために。パンフレットに憩いの家 山の家の写真があり、山の家は会員の憩いのための家です。文言が書いている。花さんがやっている時は、(4)の会員の福利厚生施設である。だから、なるほどなと思っていた。(5)のレストランの経営をされていると、なおかつ自分では出ていないから業務委託させているということですね。なおかつ支援もしている。レストランの収支、経営されているんなら、レストランの収入はおいくらですか？」

**原田**「レストランの運営に関しての収入に関しては、レストランは一年契約で、そのつど内容を見直すという事になって、その結果、収入はありません。先ほどレストランの運営を中心に話をしましたが、訂正いたします。今おっしゃったように(4)宿泊施設など会員の福利厚生施設の設置、管理、運営が主体です。その通りだと思います。

**社員E**「大勘違いされましたが、レストランの経営であれば、収入は必要ですし、通常テナント料を取って収入を黒にするのが当たり前なんです。収入が0と言われたら、レストランの経営ではない。(4)に宿泊施設など会員の福利厚生施設の設置、管理、運営であるならば、先ほど親族、家族等のために広告等のチラシを神戸新聞等に打たれたという話、神戸新聞のチラシは13万部発行している。親族、家族等のために広告等のチラシをうったのではなく不特定多数を対象にレストランの経営のために広告をうったとしかみえない。となれば、定款第3条違反になりませんか？」

**原田**「先ほどの質問にお答えした時に、レストランの経営というのは、プチフレーズも含めて高原のPR、高原の広告宣伝のつもりとお答えしたと思います」

**社員E**「議長は先ほどのことを覚えて頂いていると思いますが、チラシを打つ中身については、私が聞いている中では、家族とか親族とかに知らしめるためにうっているぶんがありますとおっしゃっていたと思うんですが、そうお聞きになりましたよね」

議長「議長に答弁しろといわれても」

**社員E**「してくださいね」

議長「内容を絞り込んでご質問ください」

**社員E**「レストランの経営ではなく、4)の宿泊施設など会員の福利厚生施設ならば、チラシを打ったのは間違いですか？」

**原田**「先ほど会員以外という事では、知り合い、親族といいました。知り合い、親族を含めて、一般のビジターに対して、PRをする、会員を増やす目的でのPRをする。通常の企業PRと考えてやっているところです。会員が優先して利用できることは当然だと思います。」

**社員E**「花さんを経営されていた時とは違うと。あくまで会員のためだと思っていたのですが。不特定多数にチラシをうって、会員のためになるのでしょうか？」

**原田**「レストランの運営は、会員の皆様の希望です。運営するためには継続しなければな

らない。継続しなければならないという考えの中の一つです。」

**社員F**「私は、山の家経営自体は、本来むづかしいのではないかと思う。そういう山の家が会員にとっていいのか知らないのか？会員がいるというのであれば、仕方ないのではないか。経営がわずか一人で色々なことをやっていくには限界があるので、やはり皆さんの方である程度支援策を考えないといけないのではないか？それが居酒屋がいいのかは私は判断できませんが、みなさんが山の家はお金かけなくていいよという意見が大多数ですよ。私は山の家がないと寂しいのでやはり山の家という憩いの場所があったほうがいいよと。立ち位置も含めて、皆さんの方から会員の方に説明して頂かないと。小さなところのお金の使い方でもうなんだと言っても今日おわらないんじゃないですか？ですから、そこらあたりをきちんと説明していただいて、維持していくのかどうか？あそこは、三顧の礼をして来ていただかないと、あそこは募集しても経営される方いないんじゃないかと。いろいろなことをしても、会員の方が使うんじゃないと思います。そこらあたりを含めて説明される方がいいんじゃないかと。根本のところからスタートしていかないとだめじゃないかと。そこでどのくらいならお金が許せるのか？運営方法として居酒屋をするのであればもっと皆さんで協議して頂いて、戦略的な所に関してはきちんとしたスタンスでもってやっていくと。信用にかかわることですから、お願いしたいと思います」

**黒兼**「再度休憩をとりたいと思います。再開につきましては5時10分とします」

休憩

**社員C**「議案の13ページに貸借対照表がございます。これの中で短期貸付金1632000円の中身についてお答えください」

**原田**「先ほどご説明しましたが、事業関係者への貸付金でございます」

**社員C**「説明はお聞きました。どこの誰にどういう目的でお金を貸したのか？が知りたい」

**原田**「個人情報が入りまわっており、差し控えさせていただきます」

**社員C**「この場で、個人云々の話を持ってくる話ではない。定款の中にどこに貸付金があるのですか？」

**柳川**「事業に付帯する事業です」

**社員C**「それに付随する一切の事業というのは、腐るほど聞いてきた。貸付するにあたって理事会で決済はとられたんですか？我々の会費ですよ？貸し付けたお金は？」

**原田**「個別に理事会に回す他かどうかは、個々に記録はございませんが、理事会で決済しました」

**社員C**「理事会で決済された？もう一度丸山弁護士さんにお伺いしたいと思います」

**黒兼**「なぜ、丸山理事を指定して？」

**社員C**「前回と同様でございます」

**黒兼**「先ほどの原田理事の答弁は明確な答弁でしたが」

**社員C**「どこの誰に貸したかの答弁もないわけですから。じゃどこの誰に貸したんですか？どの理事でも結構です」

**原田**「先ほど個人情報なのでできないと言いましたけれど、当初貸付金額、返済金額、など個人情報にかかわるものなので、そう判断しました。」

**社員C**「おかしな話では…」

**黒兼**「繰り返しの質問はおやめください」

**社員C**「なぜ答えられないんですか？」

**黒兼**「繰り返しの質問はおやめください」

**社員C**「貸し付けにあたって関連事業とおっしゃったんですが、関連事業というのはどういう事業でしょうか？どの事業か明確にお答え下さい」

**原田**「今、定款を確認していますが、4号の福利厚生施設の設置、管理、運営を継続するための費用です」

**社員C**「今、面白い答弁をされました。福利厚生施設の継続するための費用。なぜ貸付金をする必要があるのでですか？」

**柳川**「先ほど申しましたように、手続きに瑕疵はございません。ご質問の件はおつてまた回答させていただきます」

**黒兼**「次の質問どうぞ」

**社員P**「先ほど申しましたように、初めての総会でございます。ここにきて、みなさんの顔とご意見を聞きたいと思って参りました。**社員E**さんがおっしゃっていたように、事業の見直し、収益のない事業をするなどというのは最もだと思えます。**社員B**さんのおっしゃったようにお金の使用用途をはっきりさせろと言うのも十分納得いたしました。そして壇上に上がっている理事たち。この人たちが決して怠慢だとか、杜撰な仕事をしているとか決して私は思いません。なぜなら私も事業の一環として10年以上自分でビジネスをやっけて、いろいろなアイデアを出してくれという事で、自分の時間をさいて手弁当で参加させていただいています。それで、どうしてもこういうことになると、執行部とそれ以外の会員の皆さんと対立という形になってしまうのも仕方ないと思えます。ただ、高原クラブの事業報告、水色のペーパーですよ、知り合いの税理士さん、不明・・・に見せました。

4~5年で沈没するという話です。なぜなら、会員がどんどん山から離れて行っている。それにもかかわらずインフラがどんどん老朽化している。それを補てんするような歳入がないと。ということで、執行部が何かしなければならぬということで躍起になっていることもわかります。ただし、先ほど**社員E**さんがおっしゃっていたように、素人ばかりが集まって使途不明金で、自分たちの500万と200万とお金でやっていくのはどうかというのももっともと思えます。この討論の中で、皆さんおっしゃっている目的は、一緒だと思うんです。高原クラブを沈没させたくないこの船を沈没させたくない。執行部のみなさんも杜撰なことをしているわけじゃなくて、会計とか不明瞭なんでリベートもらっているんじゃないかと悪いことしているんじゃないかという噂を聞きます。私個人として、ビジネスをやっていたものになると、牛肉を食べたものが、中に入っていたものが、浸水の水を



汲みだしているものは、多少牛肉は食べてもいいんじゃないかと。牛肉は食べてないと思いますよ。やはりここは一致協力をして、まずは水をくみ出すという事で、施行部に不審を抱いている方も執行部の方も一致団結して、ここはいったん水をくみ出して、高原クラブをあげよう。社員Eさんがおっしゃっていたようにコンサルタントをいれるとかもう少しプロを入れるとか、事業の見直しをする。会計をクリアにする。そして、執行部と会員の皆さん、私も会員ですが、信頼関係を築いて、もう一遍仕切り直しをして、ここから播磨自然高原をよくする。そのためには、町役場とか町会議員とかいろいろな企業、短期間ですが執行部に紹介しております。そうしたら、上郡がひょっとしたら予算をつけてくれるかもしれませんし、企業の誘致もあるかもしれません。ただ。安心と安全、先ほどもおっしゃっていたように、そこの部分はきっちり守りながら、予算を取りながらやっていくと。バーサス バーサスでやると時間がかかるしきりがないので、やはりお互いに考えはあるでしょうけれど、水をくみ出すということで、船を沈没させないようにしてから、船の外壁の汚れたところを塗るとか。最低でも、壇上に上がっている方々、ご苦労さされてます。壇上の方々を責めるのは簡単なんですけど、じゃこの播磨自然高原が沈まないような代案、事業があるなら聞きたいと思います。お金がなければサービスできません。完全に減少して行ってます。この事業報告書をみると会員数は減って行ってます。インフラは老朽化して行ってます。そして高原クラブの事は誰もしりません。そうすると広告宣伝費もいりますし、インフラにもお金をかけないといけませんし、当然、会員さんに対するサービスも必要だと思います。ただ、せっかく皆さんお忙しい時間を取っている中、建設的な意見沢山あると思います。お互いに不信感だと思いますので、これは一度信頼して、もう一度執行部を見直して頂く、いろいろ開示してほしいことは開示して約款を見直して頂くという形で討論しないと、みなさん体力を使うだけで、心もボロボロになると思うんですよ。なんやおもろない、なんやこれ、僕らも山を下りようかなと思うているんですよ。まだ一年たっていないですが。でも。いろんなそば打ちとかに参加させて頂いて、この人たちが親切で、それがここの自然が与えてくれているものだと思うんですよ。

私達、西宮から引っ越してきたんですが、喧騒の中でもっとひどいことになっているんですよ。ここで楽しく暮らすということは、執行部の皆さんが頑張っているという前提で。いろんな不審な点もあろうかと思えます。私もなんで開示してくれへんの？開示してくれたら、クリアになるじゃないと。裁判で被告になったり、それぞれ個人で抱えている問題もあろうかと思えます。その辺もご配慮いただいて、建設的なお話をさせて頂いた方が、時間も限られているので、第14回社員総会から変わったよねというような感じで進めてほしいなと意見です。第1議案第2議案までしか進んでいないので、とりあえず議案が終わらない限り、社員総会もやったことも無理なんで、議案をかたずけてから話し合うということではいかがでしょうか？

**黒兼**「一つの進め方についての意見ですね」

**社員C**「先ほどのべられました意見は至極当然だと思っております。何も今言われた方だけ

が事業をされているわけではないんですよ。おそらくここに来られている方は、何かしらの形で事業に携わっておられた方がいっぱいおられるんですね。お互い説明の場というのが、本来あるべき姿なのかなと思っております。われわれ、敵対する意思はございません。同じく後ろの聴衆の方も同じなのかなと考えております。何も攻撃しているんじゃないんですよ。答えて頂けませんか？とお願いしているんですが、的を得たお答えが帰ってこないの、その辺はどうぞご理解ください。質問の方をさせていただきます。**加藤**監査人ですね？今回、監査報告書が、一人だけなんです。なぜでしょうか？お答え下さい。」

**加藤**「監査は6月10日に行ったけれど、その時**武本**監事も来られていた。けれども、**武本**監事は監査することやめられて、それで私一人で監査しました」

**社員C**「お二人監査がいらっしゃれば、共同されて監査されるのが通例なのかなと私は思います。ほかの企業、国や県や他の自治体でも同じことなんです。なのにかかわらず、おひとりやりましたと。中身については、適正に厳粛に調査しましたという風になっております。もう一人の監査役の方にお伺いいたします。」

**武本**「監事の**武本**です。先ほど**加藤**監事から6月10日に監査を行いました。私も当日監査に伺いました。行きましたけれども、今年の1月9日に、前代表の清水さん、今の**黒兼**さんに、社員の賃金が適正に払われているかの監査をしたいと、それから手当の問題、三浦部長の退職金、この件について文章で開示するように再三再四求めましたけれど、提示がありません。監事としては、監査が出来ないと私なりに判断しまして、6月10日に監査できませんと。ただし資料を提出して頂いたらいつでもやりますという風に伝えて帰りました。それまでの間に、1月9日から何度も文章でやりとりはしました。**加藤**監事の方から私が、情報開示を求めるという事で、**加藤**監事にしとったんですが、**加藤**監事の方から私も連名で入れてくださいという申し入れがありました。だけれども文章を出す1月9日の前に、**加藤**監事の方から私の名前は抜いてくれという話がありました。だから私一人で資料請求を…」

**黒兼**「答弁につきまして簡潔にまとめて」

**武本**「**監査妨害という形で私は監査ができませんでした！**」

**社員C**「非常に大事なことをおっしゃった。先ほど**加藤**監事さんと**武本**監事さんが通常の監査請求をされようとしたと。ところが、できなかった。調べようと思った資料が出ていないので、できなかった。というのは至極当然なことで、私は理解できました。逆に**加藤**監事にお伺いいたします。先ほど連名でだされて、本来必要だと認識されたのにかかわらず、それを見ずして適正であると署名捺印されておられます。この理由を教えてください。」

**社員C**「議長さん、議長さん、議長さんの立場で、発言者に耳打ちをするのはおかしいんじゃないでしょうか？」

**加藤**「質問の内容がわからなかったの」

**社員C**「端的に申します。**武本**監事さんと協働して監査をしようとしていたところが、途中

でやめられたのかかわらず、監査 OK だと出されています。なぜですか？」

**加藤**「監事としての責任、あるいは、役務としてやったわけで、別に二人でやらなければならないということではない。以前は、**武本**さん一人で見ている。」

**社員C**「納得できるはなしでしょうか？**武本**監事さんにお伺いします。監査請求されたのに、今をもって拒否されているということよろしいですか？」

**武本**「そのとおりです」

**社員C**「では、事務局の方にお尋ねいたします。なぜ監査人から請求があるのかかわらず、資料提供することを拒まれているのでしょうか？」

**原田**「原因は今、**武本**監事の方からありましたが、**武本**監事の要望に対して平成 29 年 1 月 9 日の要望に対しては、1 月 19 日に、3 月 8 日の要望に対しては、3 月 18 日に、4 月 8 日の要望に対しては 4 月 28 日に、それぞれ 5 月 25 日の要望に対しては 5 月 30 日にクラブの方から返答をしております。内容的には、一部退職金の支払いについては、資料をかいじしておりますけれども、賃金の部分特に第 1 期から当初平成 16 年から平成 26 年までの賃金台帳を 2 部提出せよという依頼がございました。これは、もうすでに社員総会において監事によって監査がなされたものでありますから、追加請求という意味においては、当然監査の理由という監査の請求にもとづいて提示されるものだと思います。それ以外に付け加えるとすれば、文章の保存規定、時効も含めて考えると請求の対象期間に関する資料を提示するには、それなりの理由が必要と考えて現在にいたっている。」

**社員C**「監査される側の立場で、そういう理由をつけて拒める立場ではない。そう思いませんか？国でもどこでもいっしょなんですよ。かかわってますからよくわかりますが。なぜ拒まれます？拒む理由はないですし、定款にもきちっと書いてあるんです。書くまでもない話です。監査人の要求があれば、可能な限りすべて解決する。それは、監査の大原則です。なぜわけのわからない理由をつけて拒まれますか？監査妨害ですか？」

**原田**「追加で申し上げます。**武本**監事からの要求については、監査当日に 6 月 10 日に**武本**監事が監査しないと退席されましたので、開示拒否ということではなく、開示を要求された内容のものについては、もう一人の監事の**加藤**監事に監査していただいて、問題はなしという結論になっています」

**社員C**「今のお話ですと、**武本**監事より改めて開示請求があれば、することはやぶさかではないと理解しますがそれでよろしいですか？」

**原田**「質問者の理解ではありません」

**社員C**「そうでしたら、根本的なお話をさせていただきます。社員一人一人から選任された監査役が運営主体である会計主体であるところに資料の開示を求めた。監査のために。こういった場合に拒否ができるのでしょうか？あるいは、何か理由をつけて、これは出しませんというようなことができるのでしょうか？この話は、弁護士さんにおききたいと思えます。私は、無駄な費用をかけたくないの、会員の弁護士さんにお聞きします。」

**黒兼**「指定されても、答弁できませんので、しばらくお待ちください」

**丸山**弁護士「**武本**監事、皆さんが選んだ監事で、ふたりを監事に選んだという事は、二人が必要だということです。いままでかつて、高原クラブの決算で一人しか監事が適法といって、一人が行わなかったということはありません。**武本**監事は今年の1月19日からずーと資料を要求し続けてきた。それに対して、いろいろな理由をつけて拒否していたのは、執行部。ところが、6月の10日ですか？、**武本**さんが、資料を提供しないのであれば、監査できませんといったあとに、**加藤**さんに見せている。その資料を。**加藤**さんにみせられるのに、どうして**武本**監事に見せられないのか？そういうこと自体がおかしい。最初の事業者に対する貸し付けも、要するに個人情報保護法違反であるなんてことで、名前も言わない。それは、皆さんに対する説明義務違反です。そういうことをしないから、余計に何かあるんじゃないかと疑われる。みんな高原クラブを愛しているんですね。高原クラブの執行部にぎもんがあるからいろいろ質問する。素直に出してくれれば何の問題もない。そういう事に対して、素直に答弁されない。高原の問題だと思いますよ。」拍手

**社員C**「先生が先ほどおっしゃいました。我々敵対する意思は全くなくて・・・」

**黒兼**「質問はまとめてしてください」

**社員N**「議案書の7ページ8ページ9ページにわたってなんですが、7ページの第2回代議員会のその他のところに、産業廃棄物処分場建設計画のことで、8ページの第3回理事会報告事項 産業廃棄物最終処分場建設反対の陳情書のことで9ページの第7回理事会 産業処分場に係る要望について です。このことに関して、ここは自治会がないので、高原クラブが反対の事を言ってくれないとその声がむこうに伝わらない。このことに関して、一応出ていますがどういう経過でどういう話でどうなっているのか？ご説明していただきたい」

**柳川**「廃棄物処分場建設計画のことで、第2回代議員会で廃棄物処分場建設計画の情報を入手しました。第3回理事会で陳情書を協議したことを報告しました。そして理事会では、どういう方向かの判断の結論はだしておりません。我々、基本的に理事個人の考え方は、出すべきではないと思っていますし、理事のなかにも会員のみなさんのなかにも、様々な意見がありますので、現在のところ反対をすとかしないとかの結論は出しておりません」

**社員N**「反対の決議をあげてくれと言っているわけではないんですけど、この山のお向かいに大きな産業廃棄物の処理場が出来たとして、それでOKという人はいらっしゃるんでしょうか？ここにいらっしゃる理事さんを含め、会場の中の皆さんでも、来てくれてもかまいませんよという人はいらっしゃいますか？」

**黒兼**「そういう質問は受けかねます」

**社員N**「そうですか。安心安全快適という事をうたって、産業廃棄物処理場が目の前にあったらいやだと思います。」拍手

**柳川**「そういう事だと思います。ただ、我々法人はそういう方向を決めることは、いろいろな考え方の方がおられる。周辺の自治会等にも賛成、反対おられます。そういった意味で一つの方向を法人として出すことは得策ではないというふうに判断しております。もち

ろんいろんな運動があり、個人で参加されるのは結構だと思いますが、法人としてはそういう意見要請はできない」

**社員N**「みんなでやりましょうでは、ないんですね？」

**柳川**「そういう結論はだせない」

**社員N**「高原クラブは、私も会員です。すみません。法律的にそういうことはできないんですか？」

**柳川**「この件はまだまだ判断が付きません。従いましては、今の段階で、結論はだせない」

**社員N**「自治会がないので、個人が言っても意見は通らない。組織で言って頂かないと意見は通らない」

**柳川**「あなたはそういう意見をお持ちですけど、そういう意見を高原倶楽部で表明すべきではないと意見もあります。それも会員みなさんの意見です」

**社員N**「前にいらっしゃる理事さんにどういう意見か聞きたい」

**黒兼**「議長を外れて言いたいのですが、建設反対という人は多いんですよ。それをほんまに阻止するのは運動だけでは、目的を達成しない。具体的に、こういうところに鳥の糞が多くなるとか埃が多くなるとか、実害をもってそれを開示しないと。具体的に計画があるようなことを言われてますが、県のほうに正式な申請がでていない。具体的な計画が出ていないのは、仮定の話であつて、今は反対される方はできるだけことはしますが、高原クラブとして今の段階では、そういう表明するのは得策ではない。具体的なことがないと阻止できない。」

**社員G**「先ほど高原クラブとして表明するのは得策ではないという言葉が出ていたが、そういう施設が出来て個々の別荘地としての価値が下がるという事に対しては、どう考えているのですか？」

**黒兼**「休憩中ですよ。きちっと反対していないと難しい。表明するだけでいいんですか？」

**社員G**「いいです」

**社員I**「実害がでてからでは遅い」

**黒兼**「実害を具体的に示さないと。例えば 2 号線が混んで渋滞するのは困るとか。反対運動しても、具体的な実害がないですから」

**社員I**「想定できる。具体的な数字もだせるんじゃないですか？」

**黒兼**「事業者が具体的な計画をださないとわからない。まだ申請は出ていない」

**社員E**「一号議案、関連する質問です。去年の総会の前に清水代表にこの住民の反対署名 99まい+47枚の理事会で図ってくださいという要望書をだしています。署名用紙は県知事の方へ出しています。そういう風にここに住んでおられる方また来られる方に反対署名**社員B**を書いて頂いている。そういう状況の中でこの一年間何も動きがありません。内容については、噂があると今、**黒兼**さんがおっしゃいましたけれど、私は中川さんと一緒に**黒兼**さんに会いに行きましたよね。その時に業者が土地を買い占めている、登記簿謄本もみせましたけれど、**黒兼**さんあなたはちゃんと見ているはずですよ。県知事が許可を出したら遅

いんです。反対できません。業者が県に計画書をだした段階で、容易に反対できると思いません。その時点で行政が執行しなければ、しないと業者に逆に訴えられるからです。ですから、今この段階で反対を表明して頂かないと、播磨自然高原では反対者は誰もいないと思われる。いったんできてしまうと普通ね、最初は小さなところから始めます。どんどん近隣の土地を売り渡してしまう。だから大規模になってしまうのが通常です。もしそれができてしまえば、この播磨自然高原の将来はありません。せつかくの風光明媚な山々が産廃のごみの山になってしまう。そういう状況でも今の役員の方が、なにもそんなこととりあげられないとか言っていること自体がおかしいと思うので、どなたがはんたいされているのでしょうか？一人ずつお聞きしたい。よろしいでしょうか？」

**黒兼**「そういう質問はお答えできないと思います。理事側で答弁がございましたら」

**社員E**「意思をはっきりしてください」

**丸山**「私の方は、申請した業者側にも立っていたこともありますし、両方の立場にいたこともある。産廃につきましては、行政がGOといった時点で手遅れなんです。許可が出た時点で手遅れなんです。許可する前に反対しないと絶対ダメなんです。今の産廃業者は高原倶楽部の前の半分の土地を買い占めていると聞いている。具体的な登記簿謄本はあがっている。十分の一くらいの処分場の申請はしていなくても10倍に広げる予定で土地を買い占めているわけで、大きくなることは必然です。小さくなることはない。はじめ数年間は計画通りのごみを埋めています、行政の監視が届かなくなったら、一変して、ごみが毎カラスがきて、周辺はものすごい臭いがする。そういうところがいっぱい出てきていますから、土地までかかっていますから必ずやると思います。一番心配しているのは、たんなる産業廃棄物ではなくて、放射性の廃棄物を運んでくる可能性がある。日本中探しているのであって、大規模な産廃処分場であるならば、放射性廃棄物を受け入れを計画しないと認めませんから、そういう可能性がないとはいえないので、私は断固として反対しないとダメだと思う。理事会ではいろいろな考えの人があるんだからそういうことを議論するなかで反対だという意見はありましたけれど、**産廃自体に反対するといった人は誰もいない。**」

**黒兼**@「それでは採決の方へ行きたいと思います。第1号議案第2号議案賛成の方举手をお願いします」

結果報告します。出席の社員数 525 賛成が 446 本議案は賛成多数」

「3号議案理事選任のこと**社員P**～第8号議案・・・」

**原田**「議事の説明をします。」省略

**社員D**「3号議案の選任に入る前に、理事候補の方々にムービングがアイ地区にメガソーラーを建設したことは1、播磨自然高原建築規定（略）に違反するかどうか表明していただきたい。」

**原田**「ルール上理事候補者に対して社員総会で意見を表明する義務はありません。ただし候補者自体が説明する場合は別です。この会で理事候補者に説明を求めるということを執行部に求められたのであれば、理事候補者が発言する義務はないと申し上げます」

**社員D**「これは理事に質問ではありません。候補者に質問です。それで議案が3号から8号までである。その議案の中の選定をどの基準で私たちにしろというのですか？ただ単にだれだれが立候補されましたとだけしか書いてない。立候補者の意見をききたいということでよろしくをお願いします」拍手

**黒兼**「議長席で、候補者に発言を強制はできませんので。」

**社員N**「先ほどの産廃について理事候補者はどう考えているか？是非ご意見をお願いします」

**黒兼**「理事候補者の中で、意見を表明される方は是非挙手をお願いします」

**社員H**「4号議案の**社員H**です。すべて反対です。太陽光パネルとおかれることに関して何も言う事はありません。すべて反対です。先ほど**柳川**さんがおっしゃったんですが、素敵な高原だよりを作るためにみんなで努力しているんだとおっしゃいましたけど、だったらどうしてパネルを認めたんですか？どうして産廃に反対しないんですか？こんなんできたら誰もここに住まなくなりますよ。実際にいろいろ聞いて回ったんですけど、太陽光パネルについて賛成を言った方はいなかった。あのでっかいの困るね〜と。知らなかったっていう人も。産廃に関してもあんなんできたらここに住めなくなるね。って話は皆さんされました。ですから、私だけの意見ではなくて皆さんの意見だと思います」(拍手)

**梶田**「最後の**梶田**ですけれど、結論的には前向きにいい話をする場になったら本当にいいのになと。ただ、産廃の件とメガソーラー、メガソーラーに関してはやはり一番悪いのは人の迷惑も顧みず、こういうものを設置するというのが一番悪いと思うんです。正直いってね、それが発端で起こっているとおもうんで、そこが一番悪いので私は反対ということです。産廃については、皆さんここにお住まいの方もいらっしゃれば、来られているかたもいらっしゃると思います。産廃が出来れば資産価値は大幅に下がると思います。そういう意味では、反対したいと思います」(拍手)

**シュレーダー**「第7号の**シュレーダー**。メガソーラーも産廃も反対です。産廃に対しても抗議しなければならぬと思います。産廃は大きな問題です」拍手

**社員P**「H地区の**社員P**です。私も皆さんの言われた通りです。あまりにも開けていない。僕は個人会員権業者です。ここにも30人くらい私のお客さんがいます。しかし、執行部のいい話をいっつも聞いたことがない。はっきり変わってほしいです」拍手

**社員B**「違反していると思っています」

**黒兼**「ほかの質問がないようでしたら採決をします

第3号議案**社員P** 出席社員数 525口 賛成214口 賛成少数 第3号議案否決

第4号議案**社員H** 出席社員数 525口 賛成216口 賛成少数 第4号議案否決

第5号議案**川間** 出席社員数 525口 賛成443口 賛成多数 第5号議案可決

第6号議案**社員B** 出席社員数 525口 賛成221口 賛成少数 第6号議案否決

第7号議案**シュ** 出席社員数 524口 賛成452口 賛成多数 第7号議案可決

第8号議案**梶田** 出席社員数 524口 賛成453口 賛成多数 第8号議案可決

以上でございます。以上で議案審議は終了しましたので、社員総会は終了させていただきます

ます。